

令和6年度第3回
世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会
議事録

令和6年8月19日

開催日時
開催場所
出席者

2024年(令和6年)8月19日(月) 14時～17時05分
二子玉川分庁舎1階 大会議室

■審議会委員 (●:欠席者)

学識経験者	稲垣 具志 (会長) 小島 直子 早川 克美 橋本 美芽 (副会長) 寺内 義典
区民代表	● 鈴木 忠 坂 ますみ 山形 重人 鈴木 政雄 入江 彩千子 ● 本多 忠雅 須田 和孝 木村 圭子 谷 聖子
事業者	柏 雅康 上田 ときわ 濁澤 雅

■ユニバーサルデザインアドバイザー

男鹿 芳則

■関係所管

砧総合支所 街づくり課長 市川 泰史
烏山総合支所 地域振興課長 大谷 昇
政策経営部 政策企画課 係長 志村 光三郎
政策経営部 広報広聴課長 中西 明子
DX推進担当部 DX推進担当課長 齊藤 真徳
総務部 研修担当課長 佐々木 るみ
危機管理部 災害対策課長 河野 雄治
施設営繕担当部 公共施設マネジメント課 係長 植木 毅
生活文化政策部 文化・国際課長 小澤 弘美
スポーツ推進部 スポーツ施設課長 越智 則之
スポーツ推進部 拠点スポーツ施設整備担当課長 能勢 文彦
環境政策部 環境保全課長 野元 憲治
保健福祉政策部 保健福祉政策課長 望月 美貴
高齢福祉部 高齢福祉課長 佐藤 秀和

高齢福祉部 介護予防・地域支援課 係長 北畠 たまみ
 子ども・若者部 子ども家庭課長 瀬川 卓良
 世田谷保健所 健康企画課長 桐山 徳幸
 都市整備政策部 居住支援課長 竹内 誠
 みどり33推進担当部 公園緑地課長 岸本 隆
 道路・交通計画部 交通政策課長 村田 義人
 土木部 土木計画調整課長 春日谷 尚之
 土木部 交通安全自転車課長 佐久間 浩康
 教育政策・生涯学習部 教育環境課長 高野 明
 教育総合センター 支援教育課長 中塩屋 大樹

■事務局

都市整備政策部長 笠原 聡
 都市整備政策部 都市デザイン課長 青木 徹
 都市整備政策部 都市デザイン企画調整担当係長 新岡 理江
 都市整備政策部 都市デザイン企画調整担当
 小林 喜成、高橋 晃平、松村 明日香、中里 萌愛

■株式会社アークポイント

寺島 薫
 平山 清美
 金 ガウル

審議会の流れ

1. 開会	・事務連絡 ・出席者確認
2. 議論①	・令和5年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)について
3. 議論②	・世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)の素案について
4. 閉会	・今後のスケジュール ・事務連絡

令和6年度 第3回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会

令和6年8月19日(月)

都市デザイン課長	それでは、皆様おそろいになりましたので、これより令和6年度第3回ユニバーサルデザイン環境整備審議会を開催いたします。 本日は、お忙しい中、また、暑さも厳しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は事務局の司会を務めさせていただきます、都市デザイン課長の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本日の審議会は、会場とリモートを併用し、開催しております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 まず初めに、本日の審議会委員の皆様の出欠状況について、確認いたします。本日は、本多委員と鈴木忠委員の2名が欠席となっております。ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第8条に基づく定足数を満たしております。本日の会議は成立しておりますことを、ご報告いたします。 続きまして、本日使用する資料の確認をさせていただきます。 初めに「次第」となります。次第の下に資料が書いてございますけれども、資料1の「令和5年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の流れ」から、資料6の「令和6年度スケジュール」まで、以上7点となります。こちらにつきましては、事前に送付をさせていただいております。 そのほか、追加資料になりますけれども、先日、委員の皆様へ資料を送付した後、資料3の「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)素案」を一部修正いたしましたので、修正したページのみ、机上に用意をさせていただいております。A4で3枚になります。なお、修正したページにつきましては、先週、メールにて送付もさせていただきます。 また、本日も冊子「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第2期)後期」を使用いたします。オンライン出席の方は、お手元にご用意願います。会場の皆様には貸出し用のものをご用意しております。 不足している資料がございましたら、恐れ入りますが事務局までお知らせ願います。資料は不足ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。 それでは、開催に先立ちまして、都市整備政策部長の笠原より一言ご挨拶申し上げます。
都市整備政策部長	皆さん、都市整備政策部長の笠原です。 本日、お忙しい中、また、お暑い中お集まりいただきましてありがと

都市デザイン
課長

うございます。

今回の審議会は、令和5年度のスパイラルアップ、それに加えて、第2回で皆様から様々なご意見、また、ご提案いただきましたUD計画の素案について、修正点を含めてご報告させていただければと思っております。時間の少ない中で盛りだくさんでありますけれども、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様をご紹介します。私から見て左側からご紹介させていただきます。

まず、谷委員でございます。

木村委員でございます。

須田委員でございます。

鈴木政雄委員でございます。

山形委員でございます。

坂委員でございます。

橋本委員でございます。

稲垣委員でございます。

上田委員でございます。

柏委員でございます。

次に、オンラインの出席の委員の皆様をご紹介します。

小島委員でございます。

早川委員でございます。

寺内委員でございます。

濁澤委員でございます。

入江委員でございます。

ありがとうございました。

続きまして、本日もUDアドバイザーとしてオブザーバー参加していただいております、男鹿芳則さんでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局でございます。都市整備政策部長の笠原でございます。

都市デザイン課長、私、青木でございます。よろしくお願いいたします。

担当係長の新岡でございます。

担当の小林でございます。

同じく担当の高橋でございます。

松村でございます。

中里でございます。

なお、本日も区の関係部署の職員がオンラインで出席しております。

	すのでご承知おきください。 また、株式会社アークポイントも同席させていただいておりますので、ご紹介いたします。 寺島さんでございます。 平山さんです。 金さんです。 どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、審議に入る前に、審議会の進行につきまして、確認事項をご説明させていただきます。 1つ目は、議事録と名簿の公開についてです。本審議会は、議事録を実名で公開しております。また、議事録の作成に当たりまして速記の委託事業者へ、会場内の音声と、リモートの映像等を提供させていただいてございますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。 2つ目は、議事進行に関してのお願いとなります。発言する際は、オンライン参加の方もいらっしゃいますので、視覚的にも発言者が分りやすいように、必ず挙手をしていただき、会長の了承を得てからお名前を名乗っていただき、進めるようお願い申し上げます。 3つ目でございますけれども、傍聴される方へのお願い事項でございます。注意事項を記載している紙を机上に用意してございますので、ご一読をお願いいたします。 続きまして、リモートでご出席されている委員の方へのご案内につきまして、事務局の新岡よりご説明いたします。
都市デザイン 企画調整担当係長	事務局新岡でございます。 リモートで参加されている委員の方へご案内いたします。 会議の始めは、音声をミュートにしてください。 質問等のご発言は、手を振っていただくか、チャットで「はい」と入力し、進行役の了解を得てください。 ご発言が終わりましたら、マイクをミュートにしてください。 時間が超過しそうな場合は、私より時間が迫っていることを会長にお伝えいたします。ご協力のほどよろしくお願いいたします。 また、音声トラブルなどの事務連絡はチャット機能をご利用ください。 マイクの切り忘れがあった場合は、事務局側でマイクをオフにする場合がございますのでご承知おきください。 リモート参加の注意事項は以上となります。
都市デザイン 課長	事務局青木でございます。 続きまして、本日の審議会終了予定時刻でございます。事務連絡

稲垣会長

を含めまして、閉会時間は17時を厳守とさせていただきたいと思っております。途中の休憩もはさみながら会を進めさせていただきたいと思っておりますので、円滑な会の運営に、ご理解、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の2「議論」に移らせていただきます。ここからの進行は稲垣会長にお願いいたします。稲垣会長、お願いいたします。

こんにちは。稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様、次第を御覧いただきまして、本日は議題が2つございます。この審議会、私たちは大きく2つの仕事を進めているところでございます。

まず、例年ずっと審議会のお仕事としている、昨年度の施策・事業のスパイラルアップに関する、これがまず大きな1つ目です。2つ目の仕事は、今年特別にあるのですけれども、次期の推進計画の検討ということで、この2つを同時並行で進めております。今日はこのどちらも議題がございます。

まず前半が、スパイラルアップの取りまとめの段階まで来ておりますので、そちらの話です。後半が次期計画の検討ということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に書かれております議論の1つ目「令和5年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)について」ということで、事務局からまずご説明があるということでございますのでよろしくお願いいたします。

都市デザイン
課長

事務局青木よりご説明をさせていただきます。

資料2「令和5年度ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)(案)」をご覧ください。

最初に全体の構成についてご説明をさせていただきます。ページが資料の下に記載ございますけれども、2ページの目次をご覧ください。2ページの目次でございます。

1の「主旨」から始まりまして、2の「令和5年度スパイラルアップの経過」、3に部会でのご意見を踏まえてまとめました講評・提案の案が6ページから12ページにかけて記載してございます。13ページ以降は4といたしまして、25の施策・事業における各所管課の取組みについて点検結果等が記載されてございます。

それでは、6ページをご覧ください。3の「世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会における審議結果及び講評・提案」となります。

UD審議会第9期会長の所見がございます。下段及び7ページ目に「第9期部会委員の構成と検討した施策・事業名」を記載してござ

います。

8ページ上段になります。8ページ上段では「全体の講評」がござ
います。こちらが本日の審議内容となります。

下段には第1部会の全体講評がございます。9ページから10ペー
ジにかけまして、第1部会のグループごとの講評・提案が記載されて
ございます。

10ページ下段には第2部会の全体講評がございまして、11ペー
ジから12ページにかけて、第2部会のグループごとの講評・提案が
ございます。

恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。7ページの下段に記
載があります2の「検討の経過」につきまして、審議の経過をご説明
させていただきます。

令和5年度スパイラルアップの審議につきましては、令和5年度第
3回審議会部会を令和6年3月に、令和6年度第1回審議会部会を
5月に開催してございます。部会ごとの全体講評及びグループの講
評・提案につきましては、既に内容をご確認いただきまして確定いた
しましたので、説明は割愛させていただきます。

改めまして、本日の審議事項となります8ページ上段をご覧ください。

3の「全体講評」につきましては、各施策・事業の講評・提案の確
定を受けまして、会長、副会長により案を作成いただいております。
「全体の講評」につきまして、委員の皆様にご審議いただき、本
日確定をさせていただければと存じます。

説明は以上となります。

稲垣会長

稲垣です。ご説明いただきましてどうもありがとうございました。

今、皆さん、資料2の冊子をご覧くださいと思いますが、
5ページ目から本文が始まりますね。「主旨」というのがあって、それ
に続く形で6ページ目に、僭越ながら私の名前が入っておりますけれ
ども、審議会の会長としての所見ということで、よほど変なことが書い
ていない限りはこれで行きたいと思っておりますので、お認めいただきた
いと思っておる次第です。ですので、目を通していただくということでよろ
しくお願いいたします。

では、皆様に議論いただきたいのはどこかという、さらにページを
めくって8ページ目からになります。この講評ですけれども、8ペー
ジ目の上半分、四角い太い枠で囲まれているところが第1部会・第2部
会全部の講評ということで、案が示されています。事務局と調整しな
がら準備させていただきました。

そして、8ページ目の下半分が第1部会で、10ページ目の下半分
から第2部会が始まります。それぞれの部会の中では、部会の中で

都市デザイン
企画調整担
当係長

のまとめの講評があって、その後、施策のグルーピングを今回していますので、施策グループごとの講評・提案といったものが記載されているというところでございます。

これまでは、14ページ目以降の各施策・事業の一番最後のページ、例えばNo. 1だったら14ページ目から始まるのですが、16ページ目の最後のところに1つ1つ部会から講評・提案というのを入っていたのですが、今回はそれをやっていないので、グループごとにまとめたものが載っているということです。

各部会、第1部会の講評と第2部会の講評の部分は、これまでの審議会の中で皆様お認めいただいている部分ですので、これを基にして全体の講評をつくっていますよというところですね。

だから、第1部会のまとめとか、第2部会のまとめというのは、一応確認程度ということでよろしいですか。分かりました。

そうしたら、部会ごとの講評、8ページ目に第1部会が載っていますので、まず事務局のほうで、こちら、読み上げの形で確認ということをしていただきますので、よろしくお願いいたします。皆様、8ページ目の下半分のところをご覧ください。

事務局新岡です。「第1部会の講評」を読み上げます。8ページ下段です。

「第1部会の講評」。

第1部会では12の施策・事業(No. 3, 6～8, 12, 14～19, 25)を「区民協働・担い手づくり」、「区立施設整備(建築)」、「公共交通等」、「区道等整備」、「区立公園整備」、の5グループに分け、取り組み状況を確認いたしました。

区立施設や区立公園の整備にあたっては、区民や区内活動団体と協働して整備を行った点が高く評価できます。今後は、ユニバーサルデザイン整備情報の蓄積や発信に加え、災害時の避難所としての利用や運営も想定した計画とするとともに、子ども、子育て世代を含めた、多様な属性・世代への配慮も取り入れることが重要です。本庁舎をはじめとした施設の完成後の運用にあたっては、ユニバーサルデザインの検討の場を設けて利便性の向上に取り組まれることを望みます。

また、UDサポーターと区の協働活動が、地域のユニバーサルデザイン部会の活用などにより、さらに展開されることを期待します。

デマンド交通については、一般的なバス車両が通れないエリアにおいて実証実験が開始されたことが評価できます。福祉移動サービスやデマンド交通をはじめとした区民の移動手段に関する情報が、サービスを必要とする人に的確に届くよう、利用者・住民・事業者の意見に耳を傾けながら検討することが重要です。

安全な歩行空間の確保のための、道路越境物の注意喚起や、多様な人に向けた自転車の安全講習を継続的に実施していることが評価できます。今後は他自治体や警察とも連携して、電動キックボードの危険走行など新たな交通安全の課題を意識した交通ルールの啓発活動が行われることを期待します。

続きまして、第2部会の講評を読み上げます。

「第2部会の講評」。

第2部会では、12の施策・事業(No. 1, 2, 5, 9~11, 13, 20~24)を「普及啓発」、「ユニバーサルデザイン情報の蓄積」、「民間施設等へのユニバーサルデザイン支援」、「情報発信」、「災害対策」の5グループに分け、取り組み状況を確認いたしました。

普及啓発冊子「世田谷UDスタイル第10号」は、身近な事例がクイズ形式で掲載されている点が評価できます。小学校への出張講座は、児童全員が一度は講座を受けられるように検討していただくとともに、講座以外にも多様な形態での活動を行うことで、多世代への普及啓発が進むことを期待します。

座れる場づくりでは、区や民間の施設内への設置やベンチのニーズ調査、ガイドラインの情報の提供など、様々な手法を用いることにより、ベンチ設置が進むことを期待します。なおかつ、区ホームページのベンチ情報にもアクセスしやすい環境づくりが必要です。

住宅改修の助成については、改修することにより生活環境の質がどのように向上するのかを相談者等がイメージしやすいように案内を工夫することで、より助成件数が増え、生活の質の向上を支援する制度になることを期待します。

職員へのユニバーサルデザイン研修については、研修内容の評価や、実際の業務にどう活かされたのかなどのアンケートをぜひ行い、今後の研修内容の充実に務めることを期待します。また、ユニバーサルデザインを普及啓発する取り組みは、民間の事業者に対しても継続してください。

マンホールトイレの整備は、災害時のし尿ごみ対策としても一番優先的に進めるべきですが、区が在宅避難の推進や普及啓発をしている現状を踏まえ、災害時に実際に使用できるトイレについて今後検討が必要です。また、災害時はデジタルツールでの情報発信が迅速に行える体制が構築されつつある一方、デジタルツールを使い慣れない区民への情報の届け方については配慮が必要です。特にハザードマップの音声サービスによる提供の実現を期待します。

以上でございます。

ありがとうございました。

ということで、第1部会と第2部会のそれぞれのまとめの講評を今

稲垣会長

確認したところです。今までの皆さんの様々なご意見を取り入れて、かなりブラッシュアップされた部会の講評の内容になっているのではないのかなと思います。

これを踏まえて審議会全体の講評を準備いたしましたので、これは私から確認させていただきたいと思います。8ページ目をご覧ください。この頭のところから行きます。「全体の講評」です。

令和5年度から6年度の「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」第2期の調整期間では、推進計画（第2期）後期から引き続き、3つの目標を掲げています。1つ目は「公平な社会づくり」、2つ目は「ユニバーサルデザインのまちづくり」、3つ目は「区民参加でまちづくり」です。今回のスパイラルアップにおいても、ハード面とソフト面の両面の取組みについて確認いたしました。

日常生活の側面においては、区民や区内活動団体、UDサポーターと協働した条例の基準以上の整備や、ユニバーサルデザイン情報のさらなる充実化、交通安全確保の対策・啓発などに取り組んできました。一方で、災害時における施設利用や情報活用等については、現実の発災時の実態を踏まえながら、障害者、子どもやデジタルツールを使い慣れない高齢者、外国人など、あらゆる人への配慮を念頭に、誰も取り残されないための整備を進めていく必要があります。

また、これらの施策を推し進めていくためにも、区民・事業者・職員など、みんながユニバーサルデザインについて知り、理解を深め、行動していくことが重要です。子どもたちへの教育に併せて、UDサポーターのスキルアップをはじめとした連携・協働の活動が実践されることで、ユニバーサルデザインの普及啓発が多面的に進められることを期待します。

令和7年度からは現在策定を進めている「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）」が始まります。令和5年度までのスパイラルアップの講評を踏まえ、多様な属性・世代の視点から、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に資する事業を展開していただくことを望みます。

ということで、第1部会、第2部会の講評・提案といったものを踏まえた上での全体の講評を作成しております。

それでは、こちらの全体講評、私が読み上げた部分について、何かお気づきの点、修正したほうがいいのではないかとかがございましたらお伺いしたいと思います。

個別の詳細なことは、8ページ目の下半分以降に随分記載されておりますので、あまり長くなってしまうのもまずいなというところで、調整を図った全体講評になっているのではないかとご理解いただければと思います。

何かご意見ございますか。オンラインの方でも会場からでも構いま

	さんの、何か「ここは違うのではないか」とかがあればお伺いしたいと思えますけれども、いかがですか。もしくは、何か感想でも構いませんけれども、いかがですか。 マイクお願いします。会場で須田委員が手を挙げておりますので、よろしくお願いします。
須田委員	須田でございます。 今の全体の講評の中で「UDサポーターのスキルアップ」というのが出てくるのですが、このスキルアップは区でやってくれるのか、あるいはサポーター自体が持っているスキルが何なのか。その辺がちょっと分からないのです。こんがらがってきましたけれども、何をスキルアップするかということをお聞きしたいです。 以上です。
稲垣会長	ありがとうございました。 今のご質問は、UDサポーターご自身から気になるというお話を頂いたのかなと思いますが、後で事務局からどういう形でUDサポーターのスキルアップを考えていくのかということにお答えいただきたいと思います。 私から、資料の9ページの上のところに「区民協働・担い手づくり（No. 3, 25）」とありますね。この中に、第1部会で議論した中で、UDサポーターのことが書かれています。 より充実したUDサポーターの活動にしたいというのが2行目に書かれていますね。各地域で取り組んでいる団体と連携することで、個人のスキルアップを視野に入れるといった形です。 なので、UDサポーターの皆さんが区との協働の形をより確固たるものにするために、いろんな知識であるとか、技術であるとか、取りまとめのファシリテーションの能力とかも必要とされる場面がありますけれども、そういったところでより活躍していただきたいためにスキルアップを図るといったような主旨かと思えます。 では、具体的に区はどうやってUDサポーターの能力向上みたいなことをサポートしてくれるのかとか、具体的にもう少しイメージできるようなご説明をいただきたいと思いますけれども、いかがですか。
都市デザイン 企画調整担 当係長	事務局新岡です。UDサポーターのスキルアップにつきましては、以前も国立競技場でバリアフリー設備の見学に行ったりして最新事例を見ていただいたりしておりますけれども、具体的に何をしますということは今申し上げることはできないのですが、同じように施設の見学だったりとか、あと、区立施設の設計時においてUDサポーターの方にも区民代表として来ていただいて、ご意見を頂いたりとかというこ

	とも以前もやったりしておりますので、そういったところで、個人個人のスキルをアップしていただくような機会を設けられればなと考えております。 以上です。
稲垣会長	いかがでしょうか。何かございますか。
須田委員	非常によく分かりましたけれども、40名登録されているというUDサポーターの活躍がちょっと目に見えないというか、区民の意見交換会のときに、そこに出て、ちょっと発表したりしているのは知っているのですけれども、その他に何か、40名の方々の活動というか、協働というか、そういうものは具体的には考えておられないのでしょうか。 以上です。
稲垣会長	いかがでしょうか。
都市デザイン 企画調整担 当係長	事務局新岡です。 コロナが挟んでしまったりしていて、なかなかUDサポーターの方に活動していただく機会というのがここ数年少なかったのですが、UDサポーター養成講座を一度受けていただいているので皆さんはベースとしてはかなりの知識が高い方たちがそろっていらっしゃるのですが、さらにステップアップしたいという声をアンケートを取ったときに頂いておりましたので、そういったスキルアップ講座みたいなものをやったりすることも1つ考えております。 それ以外に、区から何かイベントがあるときに皆様にメール等で「こういうところに来ませんか」というお知らせをしているところではあるのですが、コロナ後は機会が少なくなってきておりますので、もう少し楽しそうなイベント等を企画するなど、多くの方が参加できるようなものを作っていただければなと考えているところです。具体的な活動内容については、今お話しできるものはないので、しばらくお待ちいただければと思います。
稲垣会長	よろしいですか。ありがとうございます。 UDサポーターはほかにいましたよね。谷さんとか、特にないのですか、コメントは。よろしいですか。ありがとうございます。 ほかにいかがですか。今のような質問とかでも構いませんけれども、いかがでしょうか、何か、発言されたい方。
木村委員	いつもUDサポーターが、どういう場所で、どういう活動をされているかというのが、何か見えるような発信はされていたのですか。私

	が気がついていないだけですか。
稲垣会長	UDサポーターの活躍ぶりをどうやって私たちは知るのですかということですか。
木村委員	多分、UDサポーター、今40何人いらっしゃいますよね。その方たちが、日々活動されているのであれば、それはどういうところで、どういう形でされているのかというのが、何らかの形で見える場所は、ありましたっけ。 見ていて、いつもUDサポーターという名前は出ていて、こういうところで、学校教育に行っていますよとか、そういうのを聞いているけれども、実際に、どこで、どういうふうにして一緒に活動をしたのかというのが割と、探しに行かないと見えないということか。広報とかでは、UDサポーターがここで活動していますみたいなのはないですよ。それは分かるようになっているのでしょうか。
都市デザイン 企画調整担 当係長	事務局新岡です。 UDサポーターの活躍につきましては、毎年スパイラルアップの事業の報告の際に、今年こういう事業をやりましたという報告は審議会の方にさせていただいているほかは、世田谷UDスタイルにUDサポーターの今年の活躍はこういうものをやりましたというものを掲載させていただいております。 それ以外に、広報等でUDサポーターの活躍というものを載せているというところではないのですけれども。
木村委員	せっかくUDサポーターという人が、これだけやっていますよというのがあっても、その実働的なものが見えていないから、UDサポーターという人がいるということ自体が、割かし周知されていないのではないかと思うし、こういうふうに関わっている人たちには分かっていると思うのだけれども、一般的にはというような気が、今ちょっと。 ずっとUDサポーターはいつも気になりながら、UDサポーターは何やっているのと私自身も思っていたところがあるので、ちょっとそれを伺いたかったです。
稲垣会長	稲垣です。UDスタイル以外の場所ではあまり記述がなかったりするのですかね、区報とか。
都市デザイン 企画調整担 当係長	新岡です。一般的な、そういった区民の皆様が手に取るような資料の中で掲載しているものは、UDスタイルだけになります。

木村委員	せっかくだから、もう少し分かるようにしてもらってもいいかなと思います。
稲垣会長	ありがとうございます。お手元の資料22ページのところが該当する施策・事業ですね。No. 3ですけれども、ここにUDサポーターというのが出てきます。 23ページ目で「令和5年度 of 取組み」というのが、「①点検 実施したこと 都市デザイン課」とありますね。そこに、上から3つ目の「・」の「UDサポーターの活躍の場の設定」。 令和3年度よりこのサポーター制度が立ち上がっているということで、出来上がって3年ちょっとたっているわけですが、令和3年度ですからコロナ禍に入った次の年度ですよね、令和2年度からコロナなので。3年度、4年度の2年間で40人の方が登録いただいていると。今回業務がいろいろあるので養成講座は実施していないのだけれども、その下には意見交換会、これは谷さんも、須田さんもお越しいただいていましたけれども、そこでサポートしていただいたり、UDスタイルの編集会議にも来てもらっているといったところです。 これを今後さらに、こういう活動を充実させるための計画を今年度は考えておられるのかなというところ。なおかつ、今ご指摘いただいたように、もう少し一般区民の皆様こういったものを触れられる何か案を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 よろしいですか。「もう少しみんな活躍しているのを知ったほうがいいよ」と、そういったことかと思います。 ほか、いかがでしょうか。何かございますか。コメントやご質問。オンラインの方も何かございましたら手を挙げていただきたいと思いますけれども。 須田さん、お願いします。
須田委員	須田です。今、お話がありましたように、UDサポーターというのは名前だけで、実際の働きがないのだと思います。ですから、区のほうでも、もう少しUDサポーター40名をせっかく登録してあるのだから、何かもっと使っていただければありがたいかなと思っております。以上です。
稲垣会長	事務局からいかがでしょうか。
都市デザイン 企画調整担 当係長	検討させていただきます。

稲垣会長

UDサポーターご自身がおっしゃっていることなので、もっと活躍の場を与えてくれということです、ぜひ検討というか、実現していただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

鈴木さん、お願いします。

鈴木政雄委員

高齢者クラブから来ています鈴木と申します。

この8ページの真ん中ら辺に、「あらゆる人への配慮を念頭に、誰も取り残されない」と書いてありますね。実は、この議論を聞きまして、つい近々に厚生労働省から65歳以上が5年後には13%が認知症になってしまうと言っているのです。膨大な数ですよ。ものすごい数。

実は、私、小田原に釣りクラブを持っているのです。小田原に行きますと、隣に川が流れている、大きい多摩川みたいなのが。釣りをやっていると、1日1回か2回、必ず迷子の搜索願のアナウンスがある。防災無線がつくってある、あそこは、危ないから。そうすると、「小田原市役所よりお知らせです。今65歳前後の女性の白い帽子をかぶった方が行方不明です。近隣の方、お探してください」というアナウンスがあるのです。うまくできてる。

5時になると、必ず結果報告がある。5時になるとピンポンパンと鳴って「無事に保護されました。近隣の皆さん、ありがとうございます」とあるのです。ない場合は「継続して皆さん探してください」とあるわけです。必ずある。この仕組みがよくできている。

調べたらそこは18万人です。世田谷区は鳴りっぱなしだね。もう年中鳴っているという。だけれども、聞こえたことがない。あらゆる人を拾うと言いながら、その辺の仕組みをここで話していいのかわかりませんよ。このUDで拾うべきアイテムかどうか分からないのですけれども、現状がどうなっていて、仕組みが詰まっているのか、うまく回っているのか。回っていなかったら何かしないといけないのではないかと疑問があるのですよ。

私、高齢者ですから。高齢者クラブも困ってしまう。いなくなっちゃったり、年中起こっているわけ。これを誰でも通る道と言ってるのですね。皆さんもいずれなるのでしょうかけれども。そういう言葉がどこにも拾わないので、これでいいのかなという疑問に思っていたのですけれども。ここで言っているのかどうか分かりませんが、一応そんなことで。

それからもう1つ、あんしんすこやかセンターがあるのです。知っていますか。あそこに実は、私、認知症サポーターの資格を持っているのです。それを今年の4月に、人を増やしたいから行ったら、そういう仕組みはなくなったと言うの。「何でなくなったのか」と聞いたら、「認

	知症が多すぎてしまって、サポーターをつくってもサポートしきれないから、区民全部がサポートしろ」と、こうなったんだって。それで、サポーターの資格の講座がなくなってしまったと言うんだよ。誰が拾うのというのは、区民全体が拾うっていったって、具体的に今隣の方がおっしゃったように、きちんとしておかないと、ほったらかしになってしまうのではないかと思って。 そんなことで、ご提案というのか分からないのですけれども、ひとつよろしくお願いします。以上です。
稲垣会長	ありがとうございます。高齢者の行方不明者に関する情報提供によって、皆さん探してくださいとか、見つかりましたとか、メールが来たりとかしますよね。 今回のユニバーサルデザインのまちづくりといったようなところでの観点とは、かなり上部の、高齢者のフレイル対策とかそういったような認知症の対策という話になっている、そういう話に今及んでいるかと思えますけれども、何か事務局からお答えできますか。笠原部長からお願いします。
都市整備政策部長	ありがとうございます。世田谷区でも「認知症とともに生きる希望条例」という条例、またそれに基づく計画の下、福祉所管になるのですけれども、そういった対応はしております。 それから、さすがに防災無線、ピンポンと鳴る、あれでは共有されていませんけれども、恐らくそういった認知症の方も含めて、お子さんも含めて、そういった不明情報とか、そういったものは、区役所も含めた、全行政機関で、ほぼ共有されているのかなと思っております。お話のとおり、それが解決されたというのも、メールで私も何度か見ておりますので、そういったところはされているのかなと。 それから、お話しいただいて、ここを出していただいていいのだと思います。この後の議論になりますけれども、次期計画においては認知症におけるUDという考え方も取組みの中にも盛り込んでいきますし、そういったところも当然、誰一人取り残さないという考えの中では大事だと思っておりますので、次の議論になってきますけれども、ご確認いただければと思います。
稲垣会長	ありがとうございます。次期計画では認知症というのを特出して新規の事業として据えているようなところもございますので、その中でまたご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 ほか、いかがですか。それぞれのお立場から、何かご発言されたいことがありましたら伺いますけれども。よろしそうですね。 そうしましたら、8ページ目の「全体の講評」ということは、特段修正

	なしということで、こちらで皆様にお認めいただいたということとさせていただきます。ありがとうございます。 こちらは、このような状況で進めていくということなのですから、事務局から何かございますか。
都市デザイン課長	皆様、どうもありがとうございました。「全体の講評」につきまして、ただ今、こちらの内容で確定ということでご確認を頂きました。ありがとうございます。 今後のスケジュールにつきましては、資料1で記載してございますけれども、9月15日に区のホームページにて公表する予定としてございます。 以上でございます。
稲垣会長	どうもありがとうございます。 ということで、今日の大きな議題のうちの1つ目がこれで終わりました。切りがよければここで休憩にはなるのですけれども、ちょっと早いのでこのまま続けさせていただいてもよろしいですかね。この後、事務局の説明も結構時間ある程度取りますので、そちらをまずご案内いただいて、その状況を見ながら休憩のタイミングというのを図っていきたいと思います。 お手元の次第の「議論」と書かれているところの2つ目です。「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）」、次期計画の「素案について」ということで、こちら事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。
都市デザイン企画調整担当係長	事務局新岡でございます。 第2回UD審議会及び追加意見を基に、素案を修正いたしました。資料3「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）素案」の主な変更部分をご説明いたします。 それでは、資料3と資料5「令和6年度第2回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会 審議会での意見と対応方針」をお手元にご用意ください。 まず、資料3の素案のほうの2ページをご覧ください。第1章からご説明いたします。 1-1「（2）推進計画（第3期）に向けて」でございますが、審議会にて災害時に対応したUDについて一言記載が必要ではというご意見を頂きましたので、「これまでの取組みに磨きかけるとともに、少子高齢化に伴う働き手不足やICTの普及」の後に「大規模災害の発生など」という言葉を追記させていただいて、修正しております。 また、もう1つ追加意見として頂いた男性の育児参加の増加を加

えるということにつきましては、3-1の「社会の変化」に育児について追記しましたので、後ほどご説明いたします。

続きまして、第2章に移ります。素案の7ページをご覧ください。前回資料編にございました「第2期における特徴的な取組み」でありますが、第2期でどのような具体的な取組みがあったのか読み解き、第3期の考え方を理解する上で重要な単元になるので、第2章の前に編集してはどうかというご意見を踏まえまして、前回お渡しした旧第2章「推進計画(第3期)の考え方」より前に移動しまして、新規で第2章「第2期計画期間の取組み」とさせていただきます。

続きまして、第3章に移ります。素案の13ページをご覧ください。

住宅に関する意見を複数頂いております。その中で、生活環境の中心に住宅がある。在宅生活の充実に住宅は欠かせないので、「2-1 社会の変化」、「2-2 見直しの課題」に記載いただきたいというご意見を頂きましたので、章がずれましたけれども、3-1に追記しております。3-1「(1)環境の変化」「①ハード面のUD整備」の2つ目に「介護や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域や住宅で安心して暮らし続けられることが求められました」を追記しました。

また、取組み7-3の普及啓発冊子の発行にて、住宅改修の助成制度を周知するとともに、取組み10-3の住まいに関するセミナーにて、UDに配慮した住宅の普及に取り組んでいきます。

続きまして、先ほど触れましたが第1章の意見で、子育て関連の記述を、また、認知症に関連する記述を同じく3-1の「②少子高齢化の進展、外国人居住の増加等」に追記いたしました。読み上げます。「超高齢化社会に伴い、認知症の人への配慮や理解の重要性が、より高まってきました」「少子化の進展に伴い、その対策として共働き・共育てなど、働き方の改革や男性の育児参加に対する理解の重要性が高まるとともに、子育てしやすい環境の整備がより求められました」。

続いて、第4章に移ります。ご意見が、「3-2 取組み方針1」は「生活環境の整備を行い」ではなく、「目指しに」になったのではというご意見がございました。こちらは会長、副会長とも相談し、「目指し」ではなく、「進め」に変更させていただきました。読み上げさせていただきます。「だれもが自由に移動でき、公平・平等に利用できるよう、生活環境の整備を進め、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりに取り組みます」といたしました。

続きまして、追加意見として、現在の第3期の体系図の前に推進計画(第2期)の25の施策について概要をまとめて掲載し、その後に第3期の体系図を見開きで編集すると読みやすいというご意見を頂きました。資料編の34ページに第2期後期から骨子、素案にかけて

の施策の対照表を作成しております。後ほどご確認ください。

続きまして「4-3 施策の体系図」「施策6 UDによる情報発信」につきまして、施策6は「UDによる情報の発信」ではなく、何々情報の発信取得とすべきで、区民が取得できるように支援するという姿勢を明記すべきというご意見を頂きました。こちらは、会長、副会長と相談しまして、「ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用」とさせていただきます。これに伴い、「取組み方針2」も同様に修正しております。事前に送付した素案には反映されておりませんでした。申し訳ございません。本日、会場の皆様には追加で机上配付しております。データでは、8月16日にメールで送付しておりますので、差し替えのほう、よろしくお願いいたします。

続きまして、「4-4 施策別の取組み内容」でございます。

施策1でございますが、取組み1-2には防災に関する記載はあるが、1-1には記載がないというご意見を頂きましたので、こちらは本文中に追記しております。

続きまして、施策3でございますが、施策の基本的な考え方に防災は含まれているが、具体的な取組みの内容に書かれていないというご意見を頂きましたので、内容を全体的に整理して修正しております。

続きまして、施策4の基本的な考え方で、バス停の上屋に関するご意見を頂いておりましたので、こちらは内容を追記させていただきます。

続きまして、施策5でございます。ハード面の施設整備なので、取組み方針1のカテゴリーに位置づけられるのではないかとご意見を頂きましたので、取組み方針2からカテゴリーを変更しております。体系図でご確認ください。

続きまして、施策6でございます。追加意見で、基本的な考え方「(3)多様な情報発信」の配慮の記載を「デジタルツールを使う人とそうでない人での情報格差」から、「情報取得に格差がないよう」とするというご意見を頂きましたので、そのように修正いたしました。

続きまして、施策8でございます。UDスタイルは参加・活動ではなく、情報発信なので、取組み方針2のカテゴリーがよいというご意見を頂きましたので、施策7へ移動しました。こちらも体系図でご確認ください。

続きまして、同じく施策8の取組み「8-5 外国人向け防災教室の実施」ですが、前回なかったのですけれども、所管課と調整ができましたので今回追加しております。

続きまして、施策9でございます。女性防災リーダー育成の目的を追加しました。また、教職員のユニバーサルデザインに関する研修に基本的な考え方や取組み内容にユニバーサルデザインに関する教

育も取り組んでいくことが分かる記載をしてくださいということだったので、そちらも追記しております。

続きまして、施策全体につきまして、推進計画第3期は全ての事業内容がユニバーサルデザインを前提としているため、10の施策の全てに「ユニバーサルデザインによる」の記載は必要かというご意見を頂きました。こちらは会長と副会長とも相談をしまして、様々な所管課での取組みの中からユニバーサルデザインを観点で進めている取組みを設定しておりますので、そのまま記載は残させていただくこととなりました。所管課の方にもユニバーサルデザインの観点でやっていただくということをより分かっていただくためには記載したほうがいいのかということで、残しております。

なお、各取組み内容に記載の年次計画ですが、所管課と調整し、今、「実施」とか「継続」とか書いてある部分、こちらは数値目標を設定できたものは順次更新しております。

また、その他、写真の追加や文言の修正なども行っておりますが、細かい内容については説明を割愛させていただきます。

続きまして、第5章でございます。第5章は58ページでございます。

5-3、60ページの図でございますが、区民活動団体と区のイラストがほぼ似ている。区内活動団体の人たちがジャケットを着ているイメージは薄いというご意見を頂きましたので、区内活動団体のイラストを別のものに修正しました。

資料編につきましては、文言の整理や年表の整理などを引き続き行っております。

スケジュールの関係上、今回修正した素案で、庁内会議、議会報告を行いまして、9月15日より区民意見募集を開始いたします。本日、委員の皆様から頂くご意見とともに、区民意見も参考にさせていただきながら、素案から案の検討に今後は入ることとなりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

素案の主な修正点の報告は以上でございます。

ありがとうございます。

修正対応の表が資料5ということで配られているわけですが、今の新岡さんの説明には全ては入っていなかったのですが、皆様特にご自身が発言されたところを中心に、この修正対応表をご覧いただいて、資料3の修正案のほうについて何かご意見等ございましたら頂きたいと思います。だんだん肉づけされてきて、次の計画の姿が具体化されてきているところで、結構根幹に関わるようなところは早めにそろそろおっしゃっていただかないと調整が大変なことになりますので、ご発言いただきたいと思います。

稲垣会長

	どこからでも構いませんので、ご自由にコメントを頂ければと思いますけれども、いかがですか。 オンラインの方は挙手ボタンで挙手していただくと一番分かりやすいかと思います。 多分、今皆さんいろいろと資料確認中だと思いますので、少し時間を取りますね。お待ちします。 橋本副会長からお願いいたします。 橋本です。ほかの委員の方からまだ発言がないので、取りあえず気がついているところについてご質問させていただきます。 55ページ、56ページです。「施策10 ユニバーサルデザインの取り組みの推進」というところで、「施策の基本的な考え方」が55ページに示されております。「施策の基本的な考え方」「法や条例等の改正に基づいた施設整備を進めます」の次ですが「区立施設の整備における事後点検や、UD検討会を実施するなど、施設整備における改善、向上等、継続的なスパイラルアップを図ります」とございます。 「UD検討会」につきましては説明が資料編にあったのですが、私も「事後点検」という言葉についての説明が、私の見落としかもしれませんが、ございませんでした。具体的に何をどの時期に、どのように行うのかについて、記載が必要なのではないかと考えた次第で、これについて、今簡略で構いませんのでご説明いただきたいというのが1点。 同じく、「UD検討会」なのですが、56ページを拝見いたしますと、一番下のところで「10-2 ユニバーサルデザイン検討会・事後点検の実施」とございます。「事業所管課」の「・」の1つ目「生活環境の整備の支援や、区施設の設計や施工時に『UD検討会』を開催します」とございます。資料編を見ると、さらに計画段階でも行うとなっているのです。この辺の時期をもう少し明確にして、「計画段階から」という言葉も入れていただきたいというのが趣旨でございます。それによりまして、より早い時期から大変重要なことについて討議できる、意見交換ができる機会を設けることができるかと思いますので、そこを記載していただければと思います。 以上、2点です。
稲垣会長	1点目が、UD検討会の説明はあるけれども、事後点検については、一体何をやるのかといった説明が必要ではないかということですね。 2つ目が、区施設の設計や施工時に「UD検討会」を開催すると書いてあるけれども、計画段階のところからきちんと何らかの形でユニバーサルデザインを検討する場が必要なのではないかと、それを明

	記すべきではないかといったコメントを頂きました。事務局より、いかがでしょうか。
都市デザイン 企画調整担 当係長	事務局新岡です。ご意見ありがとうございます。 確かに事後点検について、用語の説明が特に記載がなかったの で、こちらの追加と、あとは用語集に載っているものと、説明書きの違 いを整理しまして、正しく直したいなと思います。ありがとうございました。
稲垣会長	2点目はいかがですか。
都市デザイン 企画調整担 当係長	「計画段階から」というところも、所管課と調整しまして、記載してい ければ、こちらに記載していきたいなと思うのですが。
橋本副会長	橋本です。この後の議論にも関わるかもしれないので、事後点検 について簡単で構いませんので、ご説明いただけましたらと思いま す。
都市デザイン 企画調整担 当係長	事後点検につきましては、今までは事前にUD検討会でこういった ものが必要だねというものについて、集まっていたいて検討したも のを設計に反映していくというものをやっていたのですけれども、事後 点検につきましては、その結果を踏まえて、実際できたものについて きちんと使えるかというものをきちんと点検して、次の設計に反映して いくというものを狙いとして考えております。以上でございます。
橋本副会長	ありがとうございました。
稲垣会長	「インクルーシブデザイン」、「インクルーシブリサーチ」といったよう な言葉があります。この「包摂」というのがよく言われて、難しい言葉 なのですが、最初から参加した状態で計画しないとユニバーサルデ ザインではないですよ、ということですよね。 結局、その問題が起きて対応するとバリアフリー対応というような ことになってしまうので、ユニバーサルデザインを推進していくという ことであれば、最初から当事者参画であったり、何らかの形でのUD検 討の場といったものが計画段階からあるべきだということはごもっとも だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。 そのことに関して、審議会で本当にそういうインクルーシブな形で 進められているのか、検討できているのかといったところ、PDCAを 回していくということになるかと思いますが、明記されたほうがい

坂委員

いのかなと私も思います。よろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。坂さんですね。お願いします。

その検討会の件ですけれども、本庁舎の第1期の工事の内見会があったときに、こちらから招待していただいて見に行ったのですけれども、その中で、私たちが最初から話を出していたユニバーサルベッドの設置ですけれども、第1期の工事の中にそれが入っていなかった。ベッドが結局5つあって、今回、第1期になかったから、今月、8月に1つベッドを増やしていただいたのですけれども、それが私たちが見に行ったときに、たまたま話をしていたときに議員さんが横にいて、その話を聞いて、議会に出してくれて実施されたことなのですけれども。そういったことを最初から言っているにもかかわらず、実際にはそれが実施されていなかったというところもありますので、そのところも見えていただきたかったというところですよ。

もう1つ、避難場所ですけれども、避難待機所が階段のところに行けるといえるところまでは今回できていました。けれども、そこにインターホンであったり、聴覚障害の方はそれが使えないから、モニターであったりつけてくださいというお話をさせていただきました。それがなかった。そのことも、その内見会のときにお話をさせていただき、今回それは設置することができないので、ソフト面で見回りをするとかということをしていただけたということで、それも議会の答弁で聞かせていただきました。

ですので、この場ではそういったことが一切検討されなかったもので、最初に出した意見はこうだったけれどもどうなったかなというところは、見ていっていただきたいなと思います。

稲垣会長

結構今のご発言は、僕は衝撃なのですけれども。いかがですか。

計画の段階から、例えばユニバーサルデザインベッドの設置が必要だといったような声だとか、避難場所が階段のところにありましたが、結構な方が、避難場所のところに来てから、そこからどうするのだろうといったような思いを吐露されていたような気がしますけれども、そういったようなところというのが、事前に言ったにもかかわらず反映されていないといったところがあって、そのプロセスもちょっと見えておらず、相互のコミュニケーションが足りていないところなのかなというところがあると思うのです。

UDに関して全国的にもパイオニア的存在である世田谷区でこういったことがどうしても起きてしまっているということは、僕は衝撃です、こういうのを聞いてしまうとね、区の審議会です。

取組み方針2には、情報を取得できて、それを利用できるようにしましょうという話があるのだけれども、その逆方向の当事者側のニー

	ズとか、必要性とか、そういった情報を行政側が取得できていますか、それをどのように利用されているのですか、というところの、逆ベクトルでの情報の話にもなり得るのかなというのが思ったところです。都市デザイン課が今矢面に立って新庁舎の細かいことを答えることはなかなか難しいかとは思うのですけれども、事務局から何かコメントできそうなことはありますか。
都市デザイン課長	ご意見等ありがとうございます。都市デザイン課はユニバーサルデザインの所管課の部署ですので、今頂いたご意見については真摯に受け止めなければならないと思ってございます。 本庁舎整備に当たりましては、ご承知のとおり、計画、設計の段階から区民参加、協働でいろいろな意見を頂く場を設けて、設計を進めて工事に至ったというところでございます。ただ実際、工事が終わった中で、いろいろと課題が残ったというのが実情かと思ってございます。 それに対して、ハード面のところでできるところ、できないところがあるかと思えますけれども、可能な限り改善できるよう、庁舎整備を担当する所管課において取り組んでいると思ってございます。 見学会のときに頂いたご意見に対してどのように対応するかというのは、おそらく所管課においてきちんと整理した上で、公表等を行うと思いますが、同じ区の組織である都市デザイン課ですので、そういった意味では、庁舎管理の所管と連携を取っていきたいと思ってございます。 以上でございます。
稲垣会長	坂さん、いかがですか。
坂委員	ありがとうございます。先ほどもありましたように、最初に出た意見ができたかどうかということを確認していただくところをやっていたら。
稲垣会長	ありがとうございます。今の話で、少しちょっとずれているなと僕が正直思ったところは、1期工事で内覧会をやって、いろいろな課題が出てきました。出てくると思うのです。完全にみんなにとっての120点満点の施設は造りようがないので。 ただ、不合格になるところというのは出してはいけないというところがありますよね。この人にとってはちょっとまずいよというような。そういったところは改善するとともに、2期工事以降に生かしていく、そういうユニバーサルデザインのテクニカルなところの今後への適用であるだとか、改善といったようなところというのはもちろんやるべきだと。今、課長がおっしゃったのは、多分そのことだと思うのですけれども、

坂さんがおっしゃった根幹にあるのは、僕はプロセスだと思うのです。

なぜ、事前に言っていたことが反映できていなかったのか、それは何か、情報は行政としてはそれを受け止めたのだけれども、ないものとしてしまったのか。あるいは、所管課の、いわばデザインするところまで行き届いていなかったのか。そういったところが見えてないと、どうしても「どうなの」といったところというのはけっこう積もってきてしまうのかなと。

新庁舎というのは極めて重要な施設なので、皆さんがかなり本気でご覧になりますからね。いろいろな方が、坂さんだけではないと思うのですけれども、思っていらっしゃる方がいるのではないのかなと思いますので、これは別に何か事務局にお答えくださいということではない、僕がいろいろとコメントしていると思って聞いていただければと思いますけれども。

いかがですかね。ほか、皆さん、いかがですか。関連することで。山形さん、お願いします。

山形です。先ほどの新庁舎の、実際庁舎が一部完成したということに伴っての課題という話も具体的にありましたけれども、そのことも含めつつ、根本的なところを確認できればと思うことがございまして、ご質問させていただきました。

我々、ユニバーサルデザイン審議会で、直接審議に今のところ携わっている部分というのは、施策事業についての検証、スパイラルアップというところが主だった直接の関わりかなと、実際に審議委員として取り組んでいる中で感じるところでございますけれども、その中で、各施策事業のスパイラルアップというところの、従前にも特別課題とか特別審議ということで、新庁舎の施工計画についての審議にも参加させていただきまして、諸所問題があると、そもそも設計自体にユニバーサルデザイン以前にバリアがある箇所があるではないかというところで、結構活発に議論をさせていただいてという経緯も踏まえつつ。

次期、第2期工期の施策の中でというところで、本庁舎の再整備とユニバーサルデザインについてというところで、施策に出てくるときは出てくる。そこで審議をするということをしてきたわけですが、今回、第3期の10の施策の中に、庁舎の整備設計に関する施策が全く入っていない。これまでユニバーサル審議会を通して議論をしましょうと進めてきたことが、第3期には全く入っていない。そうなってくると、そもそも審議会の位置づけということがどういった位置づけになるのかなということがとても気になったということ。

それから、重点施策の中で、私も審議、議論を進めさせていただいた住宅施策の部分についても、今回全く、第3期の施策には表立っ

ては出ていないというところです。上田委員がご質問の中で、これまで住宅の施策についても重視していたことについて、暮らしの核である住まいを外すことは基本理念から外れることにほかならないと考えますと。

私も、この件については同感でございまして、基本理念に、社会における様々な障壁をなくすことにとどめず、全て区民の基本的な人権を尊重される自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に公平、平等に参加できるまちづくり。その「あらゆる分野」というところの特定の分野のもの、それも根幹に関わる分野に当たるものが消えていると。

基本理念から逸脱するということだけではなくて、私もその精査をさせていただいたのですけれども、この住宅関係施策の施策展開の検証と推進というところに関しては、本当に周知、啓発のみにとどまっているということについても、これよく確認、私も精査を試みたのですけれども、そもそもの条例そのものに違反しているのではないかなということがすごく気になるのです。基本理念ということだけではなくて、条例に違反していないかということをすごく懸念しています。

条例に明確に、第27条にそこは明記されているのです。「区長は、区民が住宅の生活環境の整備を行おうとするときは、必要な支援に努めるものとする」と、「区長は」というところは、我々「世田谷区の施策は」と読むのですけれども、そもそも条例に明確にうたわれている施策自体を、条例の施策に基づいて各推進事業、取組みというところがあるのかと思っておったのですけれども、その都度、重点施策の中に出てくるものもあれば出てこなくなるものもあるということが結構多々ありまして、そもそもの施策の位置づけであったりとか、ユニバーサルデザイン審議会の審議の位置づけというところが、その都度振り回されるような感覚に正直になってしまうということも、感覚的なものとしてあります。

そもそこの計画の中での施策の取組みというところの部分の、そもそもの条例との関係性というのが、今すごく不明確だなと捉えておりますので、その辺りをきっちり整理する必要があるのではないかなと、私は捉えています。

この第3期の10の施策を見ても、普及啓発のことばかりなのです。ユニバーサルデザインは普及啓発だけやっていたらいいのかと、審議会の委員として見えてくるところもありますので、そもそもの実情の把握と検証というところに、もっともっと及んでいかないといけないのではないかなという見方をこの第3期計画を見て、もっと普及啓発にとどまらないところまで検証していかないといけないのではないかなと私は感じています。

以上です。

まず、今大きく2つあった気がいたしますけれども、まず1つ目が新庁舎の話で、今の計画の中には、新庁舎が極めて重要な公共施設なので、独立した施策・事業として取組みナンバー7番で出てきていると。

それに関して、次期計画でも新庁舎の話はまだ続くにもかかわらず、それが区立施設の中に吸収されている。施策・事業が多すぎるという観点で、事務局ではまとめていきたいと思いますところ、結構整理されていたところかと思うのです。

そういった流れの中で、新庁舎も確かに区立施設なので、区立施設というところに落とし込んでしまっていて、確かに19ページ、20ページ目の見開きを見ると新庁舎という文字はなくなっている。ここまで重要な施設のことに言及しないというのはどうなのと、取り扱うべきだと、独立してきちんと明示して取り扱うべきなのではないかというところ、これが1点目だったと思います。

2点目が住宅のことについておっしゃっていて、資料編の中に条例文が全部載っていますのでそこでもご確認いただけますが、条例の第6章の「施策の推進」に「生活環境の整備に対する支援」というのがある中で、第26条は自主的な活動を行う区民及び関係団体に対し必要な支援を行う。27条、技術的な支援等を行う。続いて、きちんと見出しとして「住宅の生活環境の整備に対する支援」というのが明示されていると。ここを見るのであれば、世田谷区がいえ・まち条例から発展的に条例をつくっているという意味合いかと思いますが、そういう歴史的なところを見たときに、先ほどの見開きの19ページ、20ページのところを見ると、確かに取組み方針1のところには住宅という観点がないねと。

以前、都市デザイン課から委員の皆様にもメールで送られた新旧の対応表がありますよね。新旧というか、第2期と第3期の施策取組みの対比ということで、これは紙資料では配られていないのですね。多分データで配られていると思いますけれども、それを見たときに、住宅関係については、普及啓発のことについてまとめています。ユニバーサルデザインの普及啓発、担い手づくりとか、そっちのほうで住宅の話は継承するといった説明が書いてあったといったことになっています。

そういったところというのは、そもそも条例と整合していないのではないかとご指摘ですかね。なので、山形さんの意図としては、住宅に関してもきちんと独立的な施策取組みとして明記すべきではないかといったところですかね。

山形さん、お願いします。

これまで都市デザイン課さん、事務局さんで、独立して検討しまし

ようといって提案提示されたものについて、私ども審議してきたという経緯もありますので、新庁舎について、あえて独立させましょうというような形で、もともとの提案というものがあって、それが、後期で審議したからもういいやという取られ方に感じざるを得ないということと。

稲垣先生もちょっとお気を遣われて、そういったご説明のされ方もされたのかもしれないのですけれども、私たちに届いていた資料の中に住宅の件については外したと明記されておりまして、個別の施策として必要なものはこれですよという話もありつつ、外すものは外したというようなことも伝えられるということもありますので、その都度その都度、その当時の都市デザイン課事務局の裁量に、審議会の委員として左右されるのかなというところも懸念しております。

そもそもの根底にあるものというものを統一しないといけないのかなと、意識統一というのをしないといけないのかなと思うのですけれども、そこもすごく不明確に感じている中で、条例そのもの、条文から検証していく、条文に照らし合わせて、おのおのの各期の計画であったりとか、重点施策であったりとかいうところを捉えないといけないのではないかなと私は捉えています。

以上です。

稲垣会長

ありがとうございます。きちんと条例に基づいた計画なので、ちゃんと条例のチェックを各委員の中でした上で、それを理解した上で合意形成に至るべきなのではないかということを併せておっしゃっているのではないかなというところがありますけれども。

男鹿さんに今ここでご見解をおうかがいしても大丈夫ですか。

男鹿氏

男鹿です。この推進計画自体は条例に基づいているものですから、当然条例の条文で書いてあるところを全て推進計画に位置づけるということも、時代背景だとか優先順位とかがあるので、それは難しいかもしれないのですけれども、これをやらなければユニバーサルデザイン条例をつくった意味がないというか、誰もが住み慣れた地域で尊厳を持って住み続けるために必要な事項を条例で位置づけているわけで、それをまず考えていくというのは重要なことなのかなということだと思います。

それをどういう形で考えていくかという考え方が推進計画であるわけですから、推進計画のところを考える段階で、まず条例にある条文を、条例というのは議会で議決されたもので区民の思いが詰まっているものですから、それをしっかりと推進するためにどうするかということで、推進計画を考えていく必要があるのかなと思います。

区役所の問題についても、条例の第30条ですか。世田谷区、要するに行政は率先的に、区は、生活環境の整備を積極的に推進す

	るため、自ら設置する公共的施設及び集合住宅について、率先して適合を図るものとするということで、区は率先して、自ら設置するものについて取り組むべきことも条文で書いてあるわけですから、それは特に区役所についてどう考えるかというのは重要な視点なのかなと考えるところです。 その辺りは、条例の条文を、私がつくったものですからそのところは強調してしまうところですが、条例の条文をしっかりと読み込んでいただいて、その中で、ちゃんと必ずやらなければならないといけないところについては、義務として届出だとかはしっかりとやらなければならないということで届出制度は制度化されているわけですが、それ以外のところについては推進計画の中で、審議会の委員のご意見、あるいは区民の方のご意見を聞きながら、どういう形で条文につくられたものを推進するかということを推進計画で考えるべきものなのかなと思います。 以上です。
稲垣会長	ありがとうございます。 鈴木委員、手が挙がっておりますので、鈴木委員、お願いいたします。
鈴木政雄委員	鈴木と申します。今、条例等々の話がありましたけれども、UDをやっているのですよ。我々は新しいことをやっているのですよ。古い条例なんか、ぶっ壊してしまったっていいと思うのです。いざとなったら。条例があるから条例のとおりやったら、UDなんかやらないほうがいいと思うのだよ。UDしたら、そういうことだと、新しいことをやって変えていくのでしょうか。前の条例だったら、前の条例だって、本来は変えながらいかないといけない。そこまで行かないのだったら、こんなのやったら意味がないと思う。前の条例どおりやってるのだったら、稲垣さん、そう思いませんか。
稲垣会長	ちょっとごめんなさい。それは法に基づく……。
鈴木政雄委員	おかしいのではないかな。古いままやっているのだったら、こんな新しいことができなくなってしまう。条例があるから全部止まってしまって、前の条例どおりですと。こんなのやったら意味がない。新しいことをやるのだから。それを条例を逆に変えていかないといけない。そういう発想にならなかったら、区長だって拾わないと思うよ。以上です。
稲垣会長	ありがとうございます。非常に前衛的なコメントだったかなと思いますけれども、いろいろな社会が目まぐるしく変わっていく中で、今の条

	例の読み込みの中で、今の区のUDの課題に対応できていないことが明らかなことである、あるいは、相当乖離していることがあるのであれば、それは議会で検討いただいて、改正という話になってくると思うのですけれども、私たちそういう立場で今集まって審議していませんので。
鈴木政雄委員	でないと売れないよ、このものが。売らないといけないの、これ皆さん、一生懸命やっているの。
稲垣会長	ただ、私個人的な意見としては、この条例というのは相当汎用性の高い、かなり礎がしっかりと固められて、しかも住宅といったところにここまで着目しているような自治体もほかになかなかない中での議論なので、少なくとも第26条から第30条のところに関しては、古いから何か今に合わないとか、そういう、私、見解は持っていないので、それはちょっとご容赦いただきたい。
鈴木政雄委員	考え方として、昔に戻る戻るというのだったら、やっている意味がない、こんなもの。
稲垣会長	ありがとうございます。 部長、手を挙げていますけれども、今ご発言されますか。どうぞ。
都市整備政策部長	ありがとうございます。それから、アドバイザーの男鹿さんもうありがとうございます。 条例改正という話になるとかなり大きな話なので、今はご勘弁いただければと思います。 山形さんがおっしゃっていただいている、特に2点について、まず本庁舎については、決して第1期が終わったからもうある程度いいだろうと、そういう軽んじた気持ちは全くございません。基本的には、もともとあった25施策をある程度今後計画管理していく上で、少し編集し直したらどうかという視点で入れてあるので、今でも施策1のところには本庁舎・支所等についてきちんと明記してあります。この辺の表現について、もしかしたら今後区民意見とかを聞く中でも、もっともっというお話が出るかもしれません。これはまた考えていきたいと思っています。 住宅施策につきましては、こちら住宅という形で表には出ていませんが、基本的には例えば第3章「社会の変化」の中でも住宅施策についての課題というところは何より大切なものとしてきちんと触れております。また、半分は確かにお話のとおり啓発の部分が多いのですけれども、居住支援に対するアドバイザーの派遣とか、そういった

ところで幾つかの施策に個人の住宅施策といった部分も取り込んでおります。この辺りの表現を改めて見ていただいて、見ていただいてというのは、区民の方々に広く意見を頂いて、少し考えていければと思っています。

別途、世田谷区は今、住宅という切り口ですと、オール世田谷という意味では「住宅整備方針」という大きな計画を持っています。これは、いわゆる公営住宅、それから、民間住宅を含めて、それはどういうふうに供給されるべきか。また、それぞれ今ある住宅に対して、そこに入りにくい方もたくさんいらっしゃいます。そういった居住支援という考え方でどうフォローしていくか、どう支援していくかということも、方針の中で今まさに後期計画の見直しをかけているところです。

当然ですけれども、住宅等を整備する別の計画では、ハードの整備に当たっては当然ユニバーサルデザイン、また、全般的にはインクルーシブという考え方も盛り込んでやっておりますので、その辺りも踏まえて、世田谷区全体としては住宅施策に対するユニバーサルデザインの考え方というのをきちんと浸透させていこうと思っています。

ただ、この書き方の中で、山形委員も含め、少し足りないのではないかとこのころは、こちらは事務局でもしっかり受け止めて、この後の案に向けて考えていきたいと思えます。

稲垣会長

山形さん、いかがですか。

山形委員

ユニバーサルデザイン推進委員として、活動させていただいている中での、実感ということも含めて発言をさせていただきますと、いかにして効果的な計画であったりとか、重点施策であったりとかいうところを追求していく必要があるかという視点はもちろんあつたりするのですけれども、区民の皆さんに対してのメッセージということと併せまして、担当所管へのメッセージというところの位置づけというのはすごく強いと思うのです。

例えば、高齢者、障害者の住宅改修支援を重点施策として位置づけるということ1つに対しましても、ユニバーサルデザイン審議会、ユニバーサルデザインの視点から何とか、都市デザイン課の皆さんもあえて条例が定めた施策に基づいて重点的にやっているのだなというところを受け止めて、その取組みを検討して、検証して実施をするという、都市デザイン課の皆さんによる影響力も少なからずあるというところなので、それをどの施策を強調して、どの施策をほかの施策に含めてというところの選定というのがすごく難しいかと思うのですけれども、意味合いも含めていいますところだけでは伝えない面というのがどうしてもあるかと思えますので、あえて明示することによって、ほかの担当所管の各課・所の皆さんが意識を高めて取り組んでいく

	という動きっていうのも、実際のところあったりとかしますので、その辺りはもうちょっと十分精査、検討するということが必要かなと思います。 実際、障害施策推進課は住宅改修支援をもっともっとやっていかないといけないところで、すごく意識が高まっていますので、その流れがあるところで、あえて表立った重点施策の表記からなくなってしまうというところがあったいなという思いも正直、これは個別の施策のことなので、ここまでにしますけれども。 ですので、ほかの担当部署の皆さんへの意識というところにも十分つながってくるというところも念頭に置いたほうがよいのかなという捉え方をしておりますので、よろしくお願いします。 以上です。
稲垣会長	今住宅関係の話がありますけれども、ほか、関連して。 では、上田さんからご発言いただきたいと思います。
上田委員	建築士会の上田です。今日は、ご説明のあった資料5の「審議会での意見と対応方針」というところで、3-3にあります「施策の体系」についてお伺いします。前回、多くの委員がこの10の施策に変更された経緯というのを明確にしていいただきたいという願いをしました。ページで申しましたら2ページから3ページです。「2期から3期に移行の説明」については、こちらの5枚の「第2期後期計画の施策事業項目と第3期計画の施策・取組みの対比」という一覧を 7/3 委員へ送付済みという形で頂戴しています。 今日、この会の冒頭でこれについてご説明いただけるものと思っておりました。この紙を渡していただいて、これでおしまいということではご説明が不十分ではないかなと考えます。私からは、再度この移行の経緯についてご説明を頂きたいと思います。
稲垣会長	7月3日なのですね。このメールで送られているものに関する説明が必要なのではないですかというご指摘ですけれども。
上田委員	ほかの委員の方が、この資料の送付を以て納得していらっしゃるのなら特によろしいのですけれども、前回、稲垣会長はじめ、小島委員、早川委員、橋本委員からもそのご説明を頂きたいというご意向があったかと思いましたので、お伺いしました。
稲垣会長	この資料について、今、Zoomでは画面共有されていると思うのですけれども、私たちはスクリーンに映っていますが、これ皆さん、メールで送られたのをご覧になっていますか。第2期後期と第3期の対比

都市デザイン 企画調整担 当係長	表です。 これちょっと1つ1つつぶさに説明していると時間が到底足りないの ですけれども、このことについてちょっとコメントしていただけますか、 事務局から。 事務局新岡です。前回の審議会の際に、素案について意見を出 すときに、こちらの対比表がないと意見が出せないというご意見を頂 きましたので、事務局で作ったものなのですけれども、こちらを見た上 で、素案についての追加意見を出していただいていたと思います。 特段、こちらを出した後に皆さんからご意見等は頂いていなかったの で、こちらの内容で皆さんご理解いただいた上で追加意見等がなか ったのかなと事務局で思っておりましたので、特に本日は説明の時 間は取っておりませんでした。申し訳ございません。 具体的に、細かいところを説明していると時間がなくなってしまいま すので、外したものに関しての内容についてなのですが……。
稲垣会長	稲垣です。分かりました。ちょっと休憩を入れたいと思いますので、 休憩中に、今、印刷対応できそうだよというのをちらっと聞いたので、 紙に印刷していただいて、会場でお配りします。 今、休憩を10分取りますので、その間にオンラインの方々も、過去 の7月3日の添付のデータをご覧ください、この後、その簡単な説 明から事務局にさせていただきたいと思いますので、よろしいですか。 時間も大分たってしまったのですが、途中かなり白熱した感じになっ てしまったので休憩取れなかったのですけれども、今から休憩を55 分まで取りますので、それで皆様ご準備いただきたいと思います。 新岡さん課長も、それでよろしいですかね。 では、ちょっと休憩を取りたいと思います。再開は55分です。

《休憩》

稲垣会長	稲垣です。55分になりましたので、後半といっても、今日5時まで です。残り1時間ということでございますので、それを前提に皆様 ご発言いただきたいと思います。 配られていますか。まだ来ていないかな。
都市デザイン 企画調整担 当係長	事務局新岡です。今、まだコピーが終わっていないようです。

稲垣会長

分かりました。

稲垣です。先ほどの議論の内容ですけれども、山形さんから出てきていたところで、本庁舎の話と住宅の話が結構吸収されてしまっているところがあって、明示的に計画の中でうたうべきだといったところをおっしゃっているところです。その中で、条例にのっとって計画づくりをしないといけないので、男鹿さんからの話もございましたけれども、重要な必要事項というところは計画の中での幹としての位置づけをはっきりさせておくべきなのだったといったアドバイスもございました。

笠原部長からも、そういうきちんと見えるような表現を事務局の中では検討していきたいということもおっしゃっていますけれども、山形さんは結構重要なことをおっしゃっていたなと私思ったのが、区民へのメッセージと関係所管へのメッセージというのがあると。

今日の議論の前半ではスパイラルアップをやって、講評・提案というのを出したのですけれども、講評・提案というのは、もちろん区民が読むときには、世田谷区はこういうUDのことをやっているのだなということをメッセージとして受け取るのだけれども、実際にこれから事業を展開していくに当たっての、自分たちが何を言われているのかという講評・提案でございますので、関係所管へのメッセージの面もかなり強いなというところで、山形さんはおっしゃっています。

そういったところで、今比較表が画面共有されていますけれども、撤去した、削除したとなると、「これはもうUDをやなくていいの？」と、そういう印象を与えかねない懸念もあるというところで、対照表の話が出てきて、上田委員からは、この出された対照表は1つの案として捉えた上で、これに対しての委員の議論、審議が必要なのではないのか、そもそもこういう方向性でいいのかということも含めて意見を賜ったほうがいいのではないのかといったところで、暫時休憩に入ったところでございますが。前回までのあらすじみたいな感じでしゃべっているのですけれども。

届いていない。ちょっと時間かかりそうですかね。

都市デザイン
企画調整担
当係長

10分では印刷できなかったのかもしれませんが。申し訳ございません。

稲垣会長

そうしましたら、時間がもったいないので、新庁舎のことに関して、私、意見というか、確認したいのですけれども、新旧対照表の新庁舎のところを大きくしてもらえますか。新旧って言ったら駄目なのかな。2期後期、3期の対照表。

7番だったですかね。1ページ目の一番下のところが「本庁舎の整備推進」、これに関して「事後点検の実施」というのは、先ほど橋本先

生からもコメントがあった10-2のところに行っていると。「ユニバーサルデザインの事後点検の実施」というのは、10-2に譲るということになっています。

次のページが一番上も本庁舎ですけども、そのうち、区立施設の整備推進というのは1-1に移りますということが書かれているので、皆さん、お手元の冊子、資料3の新しい計画案素案の1-1、22ページ目をご覧くださいと、ここは「区立施設のユニバーサルデザイン整備推進」、この中に本庁舎の話が継承されているということだけれども、本庁舎は非常に重要な設備あるにもかかわらず、明示はされていないというところですかね。

あと、10-2が、56ページ、先ほど橋本先生がおっしゃっていた、事業所管課としては「庁舎管理担当課」と書かれているのだけれども、その中の箇条書き、1つ1つの取組み内容としては、確かに区立施設といったような中には新庁舎も当然入るのだけれども、ここは明記したほうがいいのではないのかというところですかね。そういったような、具体的な対応方法としては、これが、現行の計画、第2期後期中で施策ナンバー7番として独立して施策として位置づけられたものが、第3期の新しいところでこのような吸収的な取扱いになっているのですかというところへの疑問符なのかなと、今のところですよ。多分、そういったようなところ。

ここに明記されていると、この後の第3期でのスパイラルアップの中では毎回それが提示されることになりますので、施策・事業の内容として、1つの箇条書きとして新庁舎というのが出てくるので、検討するといったところはきちんと区民に対しても、関係所管課に対してメッセージになり得るのではないのか。そういう今議論になっているのではないのかなというところです。

今ちょっと新庁舎の話で1つ例で取ってみたのですけれども、あとは住宅関係でいうと、今、会場ではA3横の紙が配られましたけれども、オンラインの方は画面共有をご覧ください。2ページ目の真ん中辺り、11番「高齢者・障害者の住宅改修支援」というのが2つありますね。こちらが右に行くと、山形さんがおっしゃっている「計画からは外した」と明記されているのは、こちらの右側半分のところに「第3期計画からは外した」と書かれていて、こういうような扱いをして本当に大丈夫なのかというご発言だったのではないかと思います。よろしいですか。

では、事務局から、この第2期、第3期の対照表のことに関して、あまり時間が取れないと思うのですけれども、概要についてご説明いただけますか。

企画調整担当係長

説明させていただきます。

まず1枚目です。2の「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」の「ひととき保育(保護者研修)」につきましては、UD視点での保護者研修ではないため第3期計画からは外しております。なお、イベント等でひととき保育関係は引き続き派遣していただいたりしておりますが、UDの計画からは今回外しております。

続きまして、同じく1ページ目の中段からちょっと下の4番の「ユニバーサルデザイン推進計画のスパイラルアップの実践」につきましては、スパイラルアップの実施は施策事業ではないため第3期計画からは外したと記載しております。こちらにつきましては、「スパイラルアップの仕組み」を「どうやってスパイラルアップしていくか」という形で毎年審議会に報告しておりましたけれども、今後は施策1から9を施策10で見直しをしながらスパイラルアップしていくことを考えておりますので、同じような役割は持たせるのですけれども、こちらの「スパイラルアップの実践」という施策は今回はなくしております。

続きまして、次のページです。ページ番号を付番していないのですけれども、2枚目になります。11番「高齢者・障害者の住宅改修支援」ですが、高齢福祉課と障害施策推進課の2つにまたがっております。こちらは同じことを記載してるのですけれども「住宅の生活環境の整備の支援は、7-3、10-3の取組みへ」と書いてございます。7-3につきましては「ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行」の部分になります。こちら素案の41ページ、42ページの部分になるのですけれども、都市デザイン課で発行しております「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」の一番最後のページに住宅の関連の支援に関する問合せ先一覧等が記載してございます。こちらに今回の助成の案内を入れたりですとか、制度の啓発に関して引き続き行っていきたいと考えております。またこちらの冊子の見直し等も今後はやっていくことを考えております。

また、10-3です。素案でいいますと57ページですけれども、「ユニバーサルデザインアドバイザー派遣」ですが、こちらはユニバーサルデザイン改修などに高い知識を持った専門家や団体の方と協働しまして、居住支援課で開催している住まいに関するセミナーなどにUDアドバイザー派遣ができる仕組みを今考えておまして、個別のそういった必要に応じた住宅改修に関する部分の支援は引き続き行っていきたいと考えております。施策名としては「住宅の整備」という言葉はないのですけれども、取組みとして進めていくことを考えております。

続いて、13番「災害時に使えるトイレの整備推進」に関しては、「マンホールトイレの点検等」ですけれども、実際やっていたものはマンホールトイレの点検等維持管理の内容のため、第3期計画からは

外しておりますけれども、災害に関する視点でも区立施設の建設はやっておりますので、そちらに吸収されている形になっております。

続いて、ページ番号はないのですが、3枚目のページに進んでいただきまして、17番「自転車通行空間の整備」の中の「自転車通行空間の整備」です、同じ内容ですけれども、こちらは自転車利用を主眼とした取組みのため第3期計画からは外しております。

続いて、18番「放置自転車等をなくす取組み」が、公園緑地課と交通安全自転車課でございました。「放置自転車の撤去（公園内）」に関しては公園の駐輪場内の放置自転車のため外しております。交通安全自転車課の「駐輪場の整備」については、自転車利用を主眼とした取組みのため第3期計画からは外しております。

また、続いて同じく18番ですが「コミュニティサイクルのネットワークの拡充検討」についても、自転車利用を主眼とした取組みのため第3期計画からは外しておりますが、自転車に関する取組みにつきましては、素案ですと施策2の道路関係の中で、27ページ「2-3 放置自転車対策等の推進」としまして、放置自転車の撤去関係のことと、交通安全と啓発関係のことをこちらに記載しております。

続きまして、20番「だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進」に関しましては、2つ、商業課と産業連携交流推進課の取組みがございますが、既に整備されておまして、商店街が主体のため第3期計画からは外しております。

続きまして、4ページ目になります。22番「多様な情報媒体の普及・活用の推進」の「ひととき保育」は、先ほども出てきましたが重複している内容ですので、こちらも第3期計画からは外しております。

最後のページに行きます。24番「ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及」の「喫煙所の整備」につきましては、こちらも以前、3部会あったときの第1部会のときに「喫煙所の整備はUDの取組みと違うのではないか」というご指摘を頂いておりました。UDとの直接的な関係が低い第3期計画からは外しております。

同じく24番で「外国人指差しメニューの普及」につきましては、東京商工会議所世田谷支部が作成しているものですが、こちらも商工会議所が主体であるため第3期計画からは外しておりますけれども、区が行っている合理的配慮の助成に関するものは、施策5、34ページのところ、こちらの5-2になります。35ページ、「商店等における合理的配慮の提供支援」というところがございまして、そちらで担っておりますので、今回の24番の商工会議所のところだけは外しております。

簡単ではございますが、整理の内容についての、今回なくなったものについての説明は以上です。

稲垣会長	ということで、稲垣です。 どうぞ、鈴木さん。マイクをお願いいたします。
鈴木政雄委員	鈴木です。要は、ダブルブッキングしているから、管理が複雑になるから、シンプルにするため外したということなのでしょう。元も子もなくしたわけではないでしょう。そういうことですよね。そういう解釈でいいのですよね。このあえて外したというのは。管理上で、両方に書いてあるのでは面倒くさいから、片っ方にして、シンプルにしてしまったと、そういう解釈でいいですよね。
稲垣会長	いろいろな外したがあると思うので、補足説明していただけますか。ちょっといろんな意味合いがあると思いますので。
都市デザイン企画調整担当係長	事務局新岡です。おっしゃるとおり、管理上外したというものもございますし、あとは、分割して、よりよく進めやすいように取組みの分類を分けたりということもございますので、タイトルから外したものと、集約したものとございます。
鈴木政雄委員	分かりました。ありがとうございます。
稲垣会長	ということで、この第2期後期計画から第3期の対比といったことでお話を頂いているのですが、これとは別に、新規で立てられている施策もあつたりしますので、これはあくまで第2期後期計画が左にあつて、それに対して第3期計画ではこういうふうに、矢印右に行っているよという説明資料です。なので、ここに第3期の全てが記載されているわけではないです。新しく入った、さっきの認知症の話もそうですけれども、そういったものは入っていますよということです。皆さん、本当にこれでいいのですかといったところも含めてご意見があるかもしれません。 上田さん、いかがでしょう。上田さんが確認すべきだというお話を先ほど頂いたところですが、コメント何かございますか。
上田委員	上田です。ありがとうございました。 この対照表を受けて、意見をさせていただきました。今、おっしゃられた中の、移行したという形になっております、例えば本庁舎、1-1と10-2に内容は含まれているというものに対して、先ほど稲垣会長もおっしゃったように、その中の例えば本庁舎という言葉盛り込むことによって、今後もスパイラルアップの1つ1つの点検の際に、他の区立施設と並列ないしは同列なのかもしれませんが、本庁舎とい

	うものがクローズアップされてくるのではという思いがございます。本庁舎という文言を入れていただくというのも1つではないかと思いました。それは、また皆様のご意見をお伺いした上で、再度検討をお願いしたいと思います。
稲垣会長	今の上田さんのご発言はよく分かります。吸収されて見えなくなっているのはよくないのではないかと。 柏さん、お願いします。
柏委員	柏です。私も、今の上田さんと同じなのですけれども、これは一般の方も見られる可能性もありますよね。ということは、ただこれだけを見た場合、例えば新庁舎だったり、住宅のUDに対しても、なくなったというような、説明がないと多分一般の方は分からないと思うので、こういうふうに移行しましたとか、そういう一文というか、対照表というのか、何かがないと、単に「外れたのかな」と思われがちなので、そういった第三者が見ても分かりやすいものにしたほうがいいのではないかと感じました。
稲垣会長	ありがとうございます。商店街関係などで外したというのもあったりします。 新岡さん、どうぞ。
都市デザイン 企画調整担 当係長	事務局新岡です。資料編の34ページに「4-4 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会の施策分類結果」というものを今回追加しております。 第2期後期の施策事業が骨子の見直しのときに10になって、今、素案の段階ではこうなっていますよというものを追加で記載させていただいております。先ほど説明のときに後で確認してくださいぐらいで流してしまったのですけれども、こういった資料も作っております。 最終的にこちらは第2期計画から第3期計画にはこうなりましたという一覧にする予定ですが、今、素案の段階ですので、段階を踏んで今こうなっていますよという表として掲載しております。参考にご覧いただければと思います。
稲垣会長	柏さん、いかがですか。
柏委員	これは資料編でないともずいのですか。素案とか、そういうところに入ったほうが分かりやすいかなと思ったのですけれども。
都市整備政	ありがとうございます。柏委員のおっしゃるとおりで、例えば第3章

策部長	で、第3期の考え方という大きな項目があります。その例えば3－2章、17ページですと「第3期の方向性」とか、そういったところで、今、柏委員のおっしゃった、第2期のときの取組みについて、こんな視点で再整理をしたということで、資料編何ページをご覧くださいとか、そんな記載の仕方というのはあり得るかなと。
都市デザイン課長	事務局青木でございます。頂いた視点ですけれども、資料3の17ページをご覧くださいませでしょうか。資料3の本編の17ページの3－3「第3期の方向性」の⑤で入れさせていただいたのが、「推進計画の効果的なスパイラルアップに取り組む」ということで、1つ書いてあります。「第2期後期における類似した施策を整理するなど、計画の構成を見直すとともに、新たなUD推進事業も取り入れながら、より効果的なスパイラルアップに継続して取り組みます」という一文を書かせていただいております。 先ほどの資料編に入れた表全部を載せるというよりかは、表現で、少し簡略化していますけれども、書かせていただいております。部長の笠原からの話であったように、例えば「資料編を参考」とか、何か文言を入れる工夫はできるかと思っております。ありがとうございます。
稲垣会長	小島さんから手が挙がっていますので、ご発言いただきたいと思えます。どうぞ。
小島委員	小島です。資料編の34ページの4－4について話をしたいと思えます。この表、とても流れが分かりやすくなったなと思えます。2期の後期施策事業は、これまで25取り組まれていましたが、3期は素案のところで終わってしまっています。そうすると、今まで皆さんの話にありましたように、するべき、あるいはしてきた対策というか、施策がタイトルから外れてしまっているの、これから具体的にどんなことをしていくのだろうという内容が見えにくくなってしまっている課題があると思えます。この3期の施策についても、何か具体的に2期の施策から3期の施策にどう変わったかということがもう少し明確に分かるようにこの表にまとめられるといいのかなと思いました。 もう一点。今分類の説明になってしまっていると思うのですが、内容は今日説明いただきましたように継続されているものもあるということが分かりましたので、具体的に内容は継続していきますが、立てつけを変えましたといったような一文が、例えば36ページの下のほうに追加されるとよりいいと思えます。 以上です。

稲垣会長

この資料編の4-4、34ページ目から始まる対照表では、タイトルだけでは消えてしまって分かりにくいところがあるので、表現の工夫が必要だということ。

36ページの最後のところで、立てつけを変えましたといったような、分類をしていった目的というか、意図といったこともきちんと書いておいたほうがいいのではないのかなというところですかね。

私の一委員としての意見で大変恐縮なのですが、資料編を見て、笠原部長がおっしゃったように、3章から資料編に流すと。資料編を見た人が、こんなふうに変ったのだなと、分類し直されたのだなということが、今度本編の第4章に戻ったときに反映されていないといけないと思うのですね。

さっきの本庁舎の話も、本庁舎の話って4章に結局戻って見てみたら書いていないよねと思うのです。だから、そういったようなことをきちんと取組みの中で表現していただきたいといったことは、一委員としては申し上げたいところです。

各所管課の方々というのは、恐らく4章の自分の書かれているところを見ると思うのですよね。取組み内容というところを見て、これやらないといけないなという、これでまた講評・提案といったようなことを得るために1年間の自分たちの取組み内容のプレゼンをやらないといけないなと、見ると思うのですよね。そこにきちんと継承されたものが明記されていないということが、委員の皆様は結構心配されているのではないかなというような気がしますので、そこをご検討いただきたいと思います。

ほか、ございますか。山形さん。

山形委員

具体的な提案というところ、検討が必要というところの発言はさせていただいていたのですが、具体的な、こういった形が必要かというところの具体的な提案というところまで、あえて踏み込んでお話をさせていただこうと思うのですが、今、10の施策というところで、10個に区切りも含めてまとめたくださっているのだろうとは思っているのですが、元のユニバーサルデザイン条例とも照らし合わせつつというところでの意見なのですが、住宅改修支援の施策に対してのスパイラルアップというものは引き続き必要だと、現状ではまだ必要だという認識で私はいるのですが、普及啓発の次元ではなく、施策そのものの検討・検証というものが必要だと私は捉えておりますので、普及啓発ではなく、今の第3期計画案の10の施策の中に、整備推進であったりとか、充実であったりとかという項目がありますので、区立施設、道路、公園緑地、交通移動サービス、民間施設というところの流れに沿って、ここで1つ増やしてでも、住宅の整備推進という言い方はちょっと適当かどうか分からないのですが、

	も、住宅改修、もちろん頭の中の文言はつくかと思うのですが、住宅改修制度の利用促進であったりとか、そういった表現を使いつつ、普及啓発ではなくて、整備推進の分野に含める必要があるのではないかなと思いましたので、発言いたします。
稲垣会長	確認なのですが、山形さん。今のは、僕今見ているのが資料3、本編の冊子なのですが、19ページ、20ページの見開きありますよね。基本理念から右に流れていく、取組み方針、施策という。ここに「ユニバーサルデザイン推進の取組み」というのが一番右にありますよね。ここの中に住宅を追加すべきだということですか。
山形委員	というか、今、どちらかというと普及啓発のほうにそこを組み入れるというような、第3期の素案というところでお話をお聞きしていたので、今まで第2期の間で審議をしていた施策がどちらかというと普及啓発として審議をしていたわけではなかったのではないかなと見ておまして、どうやって利用するかとか、関係所管の職員の皆さんに制度をしっかりと周知していただいて、実際施策を区民の方、障害を持つ方、高齢の方に利用していただくというところを進めるというような、スパイラルアップの検討ということをやってきたというところの経緯もありましたので、その利用を啓発することとは違うのかなと思いましたので。1つ、独立ではないのですが、どちらかというと利用支援とか、制度の整理であったりとか、周知であったりとかという分野になるのではないかなと思ったので、1つ独立してという言い方をしたのですが。
稲垣会長	具体的には、5のところですか。10の施策の中の5が「民間施設へのユニバーサル整備支援」なのではないですか。
山形委員	そこにさらに6というのをつけて、全部で11にしても、民間施設の1個次に住宅というのをつけてでもいいのかなと思ったということです。
稲垣会長	事務局の皆さんいかがですか。
山形委員	別に5でもいいのですが。
稲垣会長	これは建築マターで、僕、部会でどんな議論をされていたのかというのは存じ上げないので、橋本先生は……。
橋本副会長	橋本です。資料戻ってしまっただけで申し訳ないのですが、令和5

稲垣会長

年度のユニバーサルデザインのスパイラルアップの資料、資料2に立ち戻っていただきまして、この部分の議論が反映されているところがございます。11ページ、一番下、講評・提案のところですよ。

「民間施設等へのユニバーサルデザイン支援(No. 9, 11, 24)」の一番下のところに、2段落目です。「住宅改修の助成について」のところを読んでいきますと、下から2行目のところに「また、一層の円滑な制度の利用に向けた課題を探求する姿勢を保ち、取り組んでください」という一文を入れさせていただいております。

これはいろいろと議論、ご意見があった中で、今、単に区民の方に制度利用を促す啓発をするということだけではなく、どうしても職員の方というのは、配置転換、転勤などがありまして変わっていくと。その方々の一層の制度の説明だけではなく、区民の方にそれをご紹介なさる、その区民の方だけではなく、提供する側の一層の努力ということも重要であるという意味で、この一文を載せさせていただいているのです。

ですから、これはパンフレットの普及啓発とか、情報提供ということだけではなくて、区の担当の所管課の職員の方々の質をどう今後担保していくのか、維持していくのか、また、向上していくのかということについて、踏み込んだ議論があったということで、この記載がございましたことを改めてご報告させていただきたいと思います。

ありがとうございます。Zoomに対照表を出していただきたいのですけれども、会場の方はA3横の対照表をご覧いただきたいのですけれども、2ページ目の一番左の番号、11番の今議論になっているのだと思います。「高齢者・障害者の住宅改修支援」と書いてあって、これを右に見ていくと「住宅の生活環境整備の支援は、7-3と10-3の取り組みへ」行くと。7-3というのは、普及啓発冊子の発行ということなので、UDスタイルの発行とか、そういったようなことですよ。10-3というのは、セミナーとかヘアドバイザーを派遣するといったような話になっていて、そもそもこの住宅の環境整備の制度そのものに関する、今、橋本先生がおっしゃったようなこと、そして山形さんがおっしゃったようなことのスパイラルアップというのは、なくなってしまうことになるのですかね、このままだと。それが、山形さんが条例に書いてあることと、それは乖離するというか、条例違反的なところではないかということですかね。

2行目のところに「外した」と書いてあるのだけれども、「第3期計画からは外した」というのは、助成件数の実績のみの報告、改修費助成の実績に関しては、これは別にUDの審議会で、部会で別に検討しなくてもいいのではないのかという趣旨ですかね。だから、ここに書かれていないような、11番の「高齢者・障害者の住宅改修支援」の

	取組みで取り扱わなければならない重要な落とし物があるのではないのかというご指摘ということでよろしいですか。
山形委員	間違いございません。
稲垣会長	理解しました。いかがでしょうか、事務局。 山形さんの具体提案としては、10の施策を11の施策にすべきだということまで踏み込んで発言なさっているのですけれども、それをやるのは多分今回の審議会が最後の機会なのかなというほどの重みだと思うのですけれども、この辺り、すぐ即答はできないですかね。 事務局の方、今の皆様のご発言を受けてのコメントを頂きたいと思いますが、いかがですか。
都市デザイン課長	ご質問、ご意見ありがとうございます。新たな施策を設定するということは、今の時点では考えていないのですけれども、ただ、頂いたご指摘の視点というのは大変重要と思っております。 今おっしゃっていただいたように、件数を報告するというのは今回外させていただいたのですけれども、スパイラルアップの講評・提案の中において、改修することによる効果みたいなことが必要だという話もありましたので、先ほど新岡から話があったとおり、都市デザイン課で作っている「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」の冊子については、新たにリニューアルをしていきたいと思っております。その中でこういう改修をするとこういった効果がありますといった、何か改修事例のような内容も載せることはできないかと考えておまして、そういったところで少し周知だったりとか、住宅改修助成の利用促進が図れる取組みはしていきたいなと考えております。 以上でございます。
稲垣会長	橋本先生からご発言のあった、職員の方々のそういうリテラシーの向上というか、先ほどUDサポーターの話もありましたけれども、スキルアップといったような話もあったのですけれども、その辺りはいかがですか、なかなかなじまない……。
都市デザイン課長	ありがとうございます。資料2のスパイラルアップの42ページをご覧願います。所管課での②評価がありますが、例えば、障害施策推進課で、2つ目、障害支援担当職員向けの研修実施を検討していたが、障害者の身体状況や住宅状況等を踏まえた個別助言が有効と考えられることから、一斉研修は実施しないこととなったという記載があり、いろいろと事情があって、職員の研修というのは除かれたというところを書いております。

	こういった課題というのが見られますけれども、今度は資料3、本編をご覧ください。職員のユニバーサルデザインの研修というのも位置づけございまして、そちら53ページの「9-3 職員のユニバーサルデザインに関する研修の実施」というのがございます。こちらは都市デザイン課で主催して行う研修も含まれているのですけれども、今頂いたような視点の研修も何かできるのではないかと考えられますので、そういった中で少し研修が実施できればと考えております。 以上になります。
稲垣会長	山形さんや橋本先生や、その他、このことに関してもやもやしている方。
山形委員	山形です。個別の事項についてのことになってしまっていますので、本来はここで話すことではないのかもしれないのですけれども、先ほどの説明の中で個別の事項のことが出てまいりましたので、補足をさせていただこうと思います。 先ほど住宅改修支援の障害施策推進課は研修を実施しなかったという報告文が出ていたという事情もありというお話がありましたけれども、それはあくまでも前年度の所管課の方の見解ということでございまして、年度が変わって、担当者が代わっているのですね。そういったこともあって、新年度の担当職員の皆さんが、これを絶対実施しないとよくないと意識を完全に180度転換されていて、このスパイラルアップをどうやって実現していくかというところに意識が向いているのです。 ただ、今年度どうだった、前年度どうだったということは本当に個別の問題になってくるかと思いますので、それこそスパイラルアップの施策としての取組みということに関しては、それこそ明記、明示をしていれば、意識への働きかけであったりとか、担当者間の皆さんへの啓発というところにもつながっていくのかなと思いますので、必要な施策、取組みについて、除外する、しないという視点だけではなくて、どういう形で明示しつつ、継続していくのかという視点も必要なのかなと捉えておりますので、その認識が必要かと思います。
稲垣会長	今の話ですと、第2期後期の11番は、7-3と10-3と、今、青木課長がおっしゃった9-3の53ページに分割されていくということですが、 ただ、その中で、先ほどの本庁舎の話と似ているのですけれども、元々独立して1つの施策・事業として据えられていたものがやってきますので、きちんとそこは継承されてスパイラルアップの対象としてちゃんと毎回取り上げられるべきでしょう。都市デザイン課が今度は頑

	張って研修とおっしゃっていましたが、所管課が、担当者がやる気が出てきたというのは、これはいいことだと思いますけれども。この中で、都市デザイン課と研修担当課だけではなくるわけですね。ここで、障害施策推進課が9-3で担当課ということになるということですか。その辺りいかがですか。
都市デザイン課長	事務局青木でございます。ここに障害施策推進課が入るのは、所管課との調整になりますけれども、先ほども話したとおり、都市デザイン課主催の研修を実施してございますので、その中の研修のテーマとして住宅改修の内容などを取り上げることも考えられると思ってございます。例えば研修の講師で理学療法士の方をお招きして、いろいろとお話しいただくというのはあるかと思ってございます。 また、区の職員は何年かおきに人事異動をしますので、そういった意味では、担当の所管課だけでなく、区全体の職員が知る機会にもなると考えてございます。 以上でございます。
稲垣会長	よろしいですかね。 ほか、いかがですか。結構、住宅の話と本庁舎の話がかなり先行して話されておりましたけれども、ほかの視点とかいかがですか。この対照表でご意見ございますか。 どうぞ。
都市デザイン企画調整担当係長	事務局新岡です。皆さん今考えていらっしゃる中で大変恐縮ですが、取組み方針2を今回、会長、副会長と相談して変更させていただいておりますが、こちらの「ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用」と変更させていただいている点について、特にご意見等はないければ、取組み方針2はこちらにさせていただければと思うのですが、こちらについてご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。
稲垣会長	どこを見たらいいか分からないので。
都市デザイン企画調整担当係長	申し訳ございません。資料3の18ページ、「4-2 基本理念を実現する取組み方針」の取組み方針2でございます。
稲垣会長	具体的に変わったところはタイトルだけですかという質問が今出ていますが。

都市デザイン 企画調整担 当係長	タイトルと、次の説明書きも「情報を取得し利用できるよう取り組みます」と変更しております。
稲垣会長	本編の18ページ目の取組み方針2のタイトル、並びにその下の説明文の最後「情報を取得し利用できるよう」と変えたということです。 利用がないと達成していませんよねと、取得だけでは達成していませんねということで利用という言葉がつけましたというご説明です。 男鹿さんが取組み方針1についてもややもやされていたのですけれども、よろしいですか。ここはだいぶフィックスされてしまうと思いますので。
男鹿氏	前回この場でも発言したと思うのですけれども、取組み方針1の「だれもが利用できるユニバーサルデザインのまちづくり」というところの、この「ユニバーサルデザイン」というのはもともと誰もが利用できるということなわけですから、それを人によってはユニバーサルデザイン自体が誰もが利用できないからわざわざこの形容詞をつけたということと思われる方も、当然ユニバーサルデザインという言葉を知らない方がこれを見た場合にそう思われる可能性もあるのではないかと、いうところをお話しさせていただいてまして、「だれもが利用できる」というのを形容詞的に頭につけるのではなくて、「ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり」だとかとしたほうが、ユニバーサルデザインをやることによって誰もが利用できるまちづくりなのだと、いうことで、より分かりやすくなるのではないかなということ、少し入れ替える方法もあるのではないかなということをお話しさせていただきました。
稲垣会長	と、アドバイザーがおっしゃっているのですけれども。「ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり」で、僕はあまり問題を感じないのですが。皆さん、いかがですか、この辺り。 ユニバーサルデザインの中に誰もが利用できるという意味が包含されていますものね。
男鹿氏	強調という意味で「だれもが利用できる」ということを「ユニバーサルデザイン」の形容詞的につけるという方法もあるけれども、ユニバーサルデザインの意味が分からない方がこれを読んだときに、ユニバーサルデザインというのが誰もが利用できないものだから誰もが利用できるユニバーサルデザインということで誤解される可能性もあるのではないかと、いうところで、逆に先ほど言ったユニバーサルデザインでというところでやったほうがよろしいのではないかと、いうことで、

稲垣会長	お話しさせていただきました。 ありがとうございます。世田谷のUDは今まで誰もが利用できないUDだったのだと誤解されると。それはよくないだろうなという、それはそうですよね。いいですか、変更で。取組み方針1。 もし、ご異議なければ、「ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり」でもいいかなと思うところです。 ほか、いかがですか。時間が結構迫ってきているのですけれども、特に今日まだご発言いただいていない方、いかがですか。入江委員、早川委員、谷委員、いかがですか。何かございますか。 では、谷さん、マイクお願いします。
谷委員	谷です。先ほど議論がありました、話を戻すつもりはないのですけれども、住宅のことにに関して、とても重要だと思っていて、区民としての目線から考えても、もうちょっと分かりやすく大事にさせていただけているかなというのが分かれば。 職員の方々の教育というか、スキルアップというだけではなくて、街中で自分のことのようにユニバーサルデザインのことを捉えることができ、街全体で一人一人が大事に思っていけることにつながっていくのではないかと考えて見ておりました。 1つ、それとは全然関係ないことですが、本編の19、20ページ、これも小さなことですが、これは初めてご覧になる方が、あと、2期から3期どう変わったのかなと思って見る方とか、いろいろいらっしゃると思うのですが、素人目線で見ると、大分変わったなと印象が、前回の2期の表と比較して並べてみると、文字数も増えてすごい変わったなみたいな印象を与えると思うのですが、その中で、数字、10とか25が10になっているとか、そういう感じで見てみると、施策としては10で減ったようには見えるけれども、取組みは実際はすごく増えていて、33事業あると思うのですが、ここで、2期で「25の施策・事業」と書いてあって、1から25まであるのですけれども、それが3期に反映された場合、10の施策と33の事業になるのではないかなと思ったのですが。もし、それで33の事業という言葉が使えたら、「何かスパイラルアップされているな」という印象にならないかなと、ちょっと思った次第です。
稲垣会長	ありがとうございました。見せ方の話だと思うのですが、会場では冊子が配られておりますが、今の計画の冊子ですね。32、33ページが、今のこの見取り図、それが今、資料3の19、20ページになって、これを比較して見たときに、25が10になったように見えるのだけれども、実は取組みの数としては33あるから、発展しているのだ

	よと見せられないかなという、言葉の使い方とか、そういったようなところになってくると思うのですが。事務局いかがですか。
都市デザイン課長	ご質問ありがとうございます。事業という言葉の使い方が、区の中の使い方として、予算事業であったり、また、事業は政策的なものの位置づけとして、例えば本庁舎整備事業などの使い方があります。そういった意味で、事業として位置づけていないものがありまして、庁内で検討する中では取組みという言葉で表現をさせていただいたところではあります。 例えば、情報発信は事業というよりは取組みというような位置づけになりますので、この推進計画では、事業という表現を変えていきたいというところがあり、取組みのままで整理させていただきたいと思っています。
稲垣会長	この33という数字が入るだけでも、印象が変わりますよね。33の取組みは別に事業という言葉にこだわっていないですね。
都市デザイン課長	取組みの数は、入れさせていただくことは可能です。20ページの表の右上のタイトルに記載をさせていただきます。
稲垣会長	事業という言葉ですと行政用語的に、あまりなじまないものが出てくるということなので、施策という言葉だと10になりましたよと。施策・事業だとごっちゃという語弊がありますが、それで25になっていたものを10の施策にして、その中の33の取組みというものに整理したと、分かりやすくしたと、そんな感じですよ。よろしくお願いします。ぜひ反映していただきたいと思います。 ほか、いかがですか。 入江さん、子育て関係、修正されたりとかいろいろありますが、いかがですか。
入江委員	世田谷子育てネットの入江です。ありがとうございます。 時間も迫っていてさっきチャットもしてしまったのですが、私から指摘させていただいた点は、うまく組んでいただいて修正を入れていただいていたので、文面に関しては問題ないかなと思っております。 施策についての整理に関しては、私も経緯にそこまで明るくないというか、存じ上げないことも多くて、なかなかいいアイデアも申し上げられない状態ですけれども、これも事務局の方が苦心されてここまで整理されたのだらうなと思いますので、何か整うことに尽力していきたいといえますか、混乱のないように私も役立てたらと思うのですけれど

	ども。感想みたいで、失礼します。
稲垣会長	ありがとうございます。 京王の濁澤さん、いかがですか。交通事業者のお立場から、今の議論とかいろいろと新しい素案とかをご覧になって、いかがですか。
濁澤委員	京王の濁澤です。今日はどうもありがとうございました。 適当の要素という意味ではそんなになかったのですが、皆さんにいろいろ聞かせていただいたのですけれども、これから先目指すべきところであったりとか、取り組むことであったりとか、これを手に取った人が目的を持ってこれを読んだときに分かりやすいということが一番であるということだと思いますので、その辺を、これを御覧になる方たちの視点でまとめていただけるということであればよろしいのではないかなと思っております。以上です。
稲垣会長	ありがとうございます。目的、ビジョンといったところは取組み方針のところに書かれているとはいえども、それぞれの施策の中を読んだり、取組みの箇条書きのところを読んでいったときに、何のための取組みであるのか、施策なのかというところが分かるように工夫が必要だねということでおっしゃっていただいたのではないかと思います。どうもありがとうございます。 早川先生、今日、ご発言ありませんけれども、何かございますか。いかがですか。
早川委員	とても白熱していたので、おっかないなという感じで、ちょっと黙って聞かせていただきましたけれども、皆さんのご指摘はもっともですし、シンプルに、よりシンプルにしていきたいということも分かりやすさの1つだと思うのですけれども、大切なところはちゃんと、名前は削除しないで残しておくことは必要なのではないかなということは、庁舎整備のことも含めて感じた、感想を述べさせていただきます。以上です。
稲垣会長	ありがとうございます。非常にシンプルにご発言いただきましてありがとうございます。シンプルさも重要だけれども、大切なところをきちんと落とさずに、押さえていくべきところをちゃんと言葉としては押さえていけないといけないよという、確かに意味合いとしてはその中に本庁舎が含まれている、それはそうだけれども、そういうことではないよというようなご意見。 住宅のことにしても、きちんと条例を見たときに、きちんと章立てされているほどのところに出ていますので、きちんと計画にそういう重

	大さということが見える、分かるような書き方にしていきたいと思いますというところでございます。 お時間になってしまいましたけれども、特段、何かどうしても最後ご発言されたい方、いらっしゃいますか。 坂さん、お願いします。
坂委員	発言ではないのですが、ちょっと1件教えていただきたいのですが、資料編43ページの8-4の提案①ですが、この上のポチのところの意味が私どうしても分からなくて、これを教えていただけないでしょうか。
稲垣会長	資料編の43ページの、UDトークというやつですか。
坂委員	8-4の提案①の最初のポチです。
稲垣会長	「今は区民と遊離していて、常連の区民しか参加していない。区民を巻き込んだアクションが必要だ」。これは区民意見交換会で出てきた意見の取りまとめの表ですね。これはご説明できそうですか。僕は全然分からないのですが、資料編43ページの8-4。
都市デザイン 企画調整担 当係長	事務局新岡です。「常連の区民しかワークショップには参加していないので、もうちょっとみんなを巻き込んだアクションが必要だ」、というようなことを確かおっしゃっていたと思うのですが、誤変換みたいなので変更させていただきます。 また、本文中の固有名詞も、変えたりしている最中です。
稲垣会長	よろしいですかね。誤字でした。最後は変な落ちになってしまいましたけれども、これでお時間となりましたので、皆様今日は非常にいろいろな視点からコメントを頂きまして、誠にありがとうございました。 お時間が来ているので、最後の私のまとめの発言は省略させていただきますと思います。追加で何かご意見あれば、事務局へメールで受け付けていただけるとと思いますので、ぜひご意見を頂ければと思います。 それでは、本日の議題は以上となりますので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。皆様ありがとうございます。
都市デザイン 課長	事務局青木でございます。稲垣会長、進行いただきましてありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。 続きまして、今後のスケジュールをご説明させていただきます。資

	料6をご覧ください。一番最後になります。 9月4日に特別委員会がございまして、そちらにて素案の報告を行います。その上で素案を確定させていただきます。 その後、9月15日から10月7日にかけて、素案についての区民意見募集を開始いたします。その結果を基に案を作成いたしまして、11月8日の第4回審議会で案の検討を行い、12月に案を区長に答申していきたいと考えてございますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。 今後のスケジュールにつきましては以上となります。 それでは最後に、事務連絡を行います。
都市デザイン 企画調整担 当係長	事務局新岡でございます。事務連絡でございます。 スケジュールでもご説明いたしましたが、次回審議会は11月8日金曜日午後2時から、本日と同じ二子玉川分庁舎で開催となります。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、前回審議会でもお知らせいたしましたが、10月12日及び11月16日にUDワークショップを開催いたします。10月12日のワークショップでは、うめとびあや区役所周辺でのまち歩きを予定しておりますので、参加可能な方は事務局までお知らせください。既に参加いただける旨の連絡を頂いている委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。 事務局からの事務連絡は以上でございます。
都市デザイン 課長	事務局の青木でございます。 それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。本日は皆様どうもありがとうございました。

—了—